

原子力機構基幹情報システムの運用支援業務
民間競争入札実施要項（案）

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

1. 趣旨	1
2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	8
4. 入札参加資格に関する事項	8
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	9
6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	10
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
8. 本業務に使用させることができる機構財産に関する事項	12
9. 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項	13
10. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項	20
11. 対象公共サービスに係る法7条第8号に規定する評価に関する事項	21
12. その他業務の実施に関し必要な事項	21

別紙 1	原子力機構基幹情報システムの主要システム概要図
別紙 2	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙 3	独立行政法人 日本原子力研究開発機構組織図（平成 26 年 10 月 1 日現在）
別紙 4	運用支援の業務フロー
別紙 5	対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表
別紙 6	原子力機構基幹情報システムの利用に関する満足度アンケート調査
別紙 7	運用支援業務の改善に係る提案書
別添 1	原子力機構基幹情報システムの運用支援業務仕様書
別添 2	原子力機構基幹情報システムの運用支援業務総合評価基準書

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 本業務の概要

機構は、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を統合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献することを目的とし、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジー等の主要 4 プロジェクトをはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施している。

本業務は、機構の原子力科学研究所（東海地区）、那珂核融合研究所（那珂地区）、システム計算科学センター（柏地区）、高崎量子応用研究所（高崎地区）及び関西光科学研究所（関西地区）に設置され、機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっている大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等の運用に係る支援業務を行うものである。

本業務は、大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等を、効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、請負者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するためのプログラム等の構造、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。

(2) システムの規模等

1) スーパーコンピュータシステム

大型計算機システムの中核であるスーパーコンピュータシステムは、平成 27 年度中に、新システムに更新する予定である。新システムの総理論演算性能は約 2,000TFLOPS（現用の 10 倍）以上、総主記憶容量は 52TB（現用と同等）以上、磁気ディスク容量は 3PB（現用の 2.5 倍）以上となる予定である。

スーパーコンピュータシステムの主たる設置場所は、茨城県那珂郡東海村白方

白根 2-4 に所在する原子力科学研究所である。

① スーパーコンピュータシステムの構成

現用スーパーコンピュータシステムの構成については、別紙 1「原子力機構基幹情報システムの主要システム概要図」の 2. に示すとおりである。

また、現用スーパーコンピュータシステムの構成の詳細は、別紙 5「対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表」の 1. (1) に示す。なお、新システムの構成については、機種確定後速やかに別途提示する予定である。

② スーパーコンピュータシステムの利用特性

約 500 名の職員等から、原則として 24 時間 365 日利用され、その主なサービスは次のとおりである。

イ 利用相談サービス

ロ 画像処理支援サービス

ハ 可視化ソフトウェア試行・開発支援サービス

2) 基幹ネットワークシステム

基幹ネットワークシステムは、原子力機構ネットワークの中核を担うネットワークであり、インターネットを利用するためのインターネット接続、事業所間のイントラ通信を確保するための事業所間ネットワーク、それらを効率よく通信するためのコアスイッチ等で構成される。コアスイッチには、ネットワーク以外にもスーパーコンピュータや電子メールシステム、事務支援システム等も接続されており、研究開発や業務遂行に必要不可欠なサービスを効率的にアクセスすることが可能となっている。

基幹ネットワークシステムの主たる設置場所は、茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4 に所在する原子力科学研究所であるが、研究開発拠点、事務所と呼ばれる以下の場所も含まれる。

イ 幌延深地層研究センター（北海道天塩郡幌延町）

ロ 札幌事務所（北海道札幌市）

ハ 青森研究開発センター（青森県上北郡六ヶ所村）

ニ むつ事務所（青森県むつ市）

ホ 福島事務所（福島県福島市）

へ 本部（茨城県那珂郡東海村）

ト 核燃料サイクル工学研究所（茨城県那珂郡東海村）

チ 原子力緊急時支援・研修センター（茨城県ひたちなか市）

リ 大洗研究開発センター（茨城県東茨城郡大洗町）

ヌ 那珂核融合研究所（茨城県那珂市）

ル 高崎量子応用研究所（群馬県高崎市）

ヲ システム計算科学センター（千葉県柏市）

ワ 東京事務所（東京都千代田区）

カ 東濃地科学センター（岐阜県土岐市）

コ 東濃地科学センター 瑞浪超深地層研究所（岐阜県瑞浪市）

- タ 福井共生室（福井県福井市）
- レ 敦賀事業本部（福井県敦賀市）
- ソ 高速増殖原型炉もんじゅ（福井県敦賀市）
- ツ 原子炉廃止措置研究開発センター（福井県敦賀市）
- ネ 原子力緊急時支援・研修センター福井支所（福井県敦賀市）
- ナ 関西光科学研究所（京都府木津川市）
- ラ 関西光科学研究所（兵庫県佐用郡佐用町）
- ム 人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町）

①基幹ネットワークシステムの構成

基幹ネットワークシステムの構成については、別紙1「原子力機構基幹情報システムの主要システム概要図」の1. (1)に示すとおりである。

なお、基幹ネットワークシステムの構成の詳細は、情報セキュリティ上の重要情報であるので、民間事業者からの依頼により情報開示を行う。

②基幹ネットワークシステムの利用特性

基幹ネットワークシステムに接続されている約26,000（IPアドレス数）の情報機器から、原則として24時間365日利用され、その主なサービスは次のとおりである。

- イ インターネット接続サービス
- ロ 機構内LAN接続サービス
- ハ 電子メールサービス
- ニ ゲストネットサービス
- ホ 内線電話サービス
- ヘ TV会議システム接続サービス

3) 情報セキュリティ対策システム

情報セキュリティ対策システムは、巧妙化する情報セキュリティの脅威に対応するため、複数の対策システムを有機的に連携させて、攻撃の兆候の早期発見、侵入の拡大を防止している。インターネットの接続部にはFirewall、URLフィルタ装置を設置して、業務上不可欠な通信以外を遮断している。また、IPS（不正侵入防御装置）、VirusScanner（ゲートウェイ型ウィルス駆除装置）、WAF（アプリケーションFirewall）を設置して、外部からの攻撃と見られる通信を遮断している。

情報セキュリティ対策システムの主たる設置場所は、茨城県那珂郡東海村白方白根2-4に所在する原子力科学研究所である。

①情報セキュリティ対策システムの構成

情報セキュリティ対策システムの構成については、別紙1「原子力機構基幹情報システムの主要システム概要図」の3. に示すとおりである。

なお、情報セキュリティ対策システムの構成の詳細は、情報セキュリティ上の重要情報であるので、民間事業者からの依頼により情報開示を行う。

②情報セキュリティ対策システムの利用特性

情報セキュリティ対策システムは、基幹ネットワークシステムに接続されて

いる約 26,000 (IP アドレス数) の情報機器を、原則として 24 時間 365 日情報セキュリティの脅威から保護しており、その主なサービスは次のとおりである。

- イ 不正侵入防御サービス
- ロ URL フィルターサービス
- ハ ウィルス対策ソフト配布・管理サービス
- ニ リモートアクセスサービス
- ホ 公開 Web サイトホスティングサービス
- ヘ 資産管理サービス

(3) 本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、別添 1「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、機構の確認を受けるものとする。本業務の内容は以下のとおりとする。

1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務 (業務内容の詳細は仕様書を参照)

- ① 東海地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
- ② スーパーコンピュータシステムの運用支援
- ③ 大型計算機利用課題申請システムの運用支援
- ④ 原子力機構計算機利用登録システム(JCOURS)の運用支援
- ⑤ 原子力機構会計情報管理システム(JAMS)の運用支援
- ⑥ 大型計算機運用関連ホームページの運用支援
- ⑦ 大型計算機システム運用系サーバ等の運用支援
- ⑧ 情報資産台帳管理システム(IRMS)の運用支援
- ⑨ その他

2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務 (業務内容の詳細は仕様書を参照)

- ① 那珂地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
- ② 那珂地区データ解析サーバ及び那珂地区ログインサーバの運用支援
- ③ 那珂地区拠点ネットワークシステムの企画・立案に係る支援等
- ④ 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用支援
- ⑤ ネットワーク関連プログラムの運用支援
- ⑥ その他

3) 画像処理支援業務 (業務内容の詳細は仕様書を参照)

- ① 画像処理システム利用支援
- ② 画像処理システム管理
- ③ 画像処理情報 Web 管理
- ④ 可視化ソフトウェア試行・開発支援
- ⑤ 可視化デモンストレーション
- ⑥ その他

- 4) 利用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
 - ① 利用相談受付窓口
 - ② プレゼンテーション関連技術の利用支援
 - ③ Web ページ作成支援
 - ④ 情報システム管理室イントラページの管理
 - ⑤ システム計算科学センター報告資料等作成支援
 - ⑥ その他
- 5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
 - ① 共用ファイルサーバの運用支援
 - ② 柏地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 柏地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
 - ① 共用ファイルサーバの運用支援
 - ② 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
 - ① データバックアップシステム等の運用支援
 - ② 関西地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 関西地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
 - ① Firewall システムの運用支援
 - ② 不正侵入検知・防御システムの運用支援
 - ③ ウィルス対策ソフトウェアの運用支援
 - ④ Windows, Mac, Linux 用ウィルス対策ポリシー管理システムの運用支援
 - ⑤ Web アクセス制御システムの運用支援
 - ⑥ 個人認証システムの運用支援
 - ⑦ リモートアクセスシステムの運用支援
 - ⑧ 公開 Web サイト集約システムの運用支援
 - ⑨ 情報セキュリティ教育システムの運用支援
 - ⑩ 資産管理システムの運用支援

- ⑪ 不正プログラムの解析業務
 - ⑫ セキュリティ侵入分析業務
 - ⑬ セキュリティ情報発信ウェブサイトの運用支援
 - ⑭ セキュリティインシデント対応
 - ⑮ その他
- 9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務（業務内容の詳細は仕様書を参照）
- ① 基幹ネットワークシステムの運用支援
 - ② 構内ネットワークシステムの運用支援
 - ③ 検疫ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ゲストネットシステムの運用支援
 - ⑤ メールシステムの運用支援
 - ⑥ ネットワークサーバの運用支援
 - ⑦ ネットワーク監視システムの運用支援
 - ⑧ IP アドレス管理システムの運用支援
 - ⑨ ネットワーク接続認証システムの運用支援
 - ⑩ ネットワーク障害調査及び支援
 - ⑪ セキュリティインシデント対応
 - ⑫ 内線電話網システムの運用支援
 - ⑬ TV 会議システムの運用支援
 - ⑭ その他

(4) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から「2. (3)本業務の内容」に示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 業務の内容

「2. (3)本業務の内容」に示す運用支援業務を適切に実施すること。

② システムの可用性

大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システムについては、システム毎に、システムの運用支援業務を実施しなければならない時間に対して、システムが正常に稼働している時間の比（以下「正常稼働率」という。）は、四半期ごとに 98.0%以上であること。なお、システムの運用支援業務を実施しなければならない時間は、別添 1 仕様書 5. (2)実施時間に記載のとおりとする。ただし、本業務に起因しないサービス停止時間（故障、障害及び停電等による停止時間）は、システムが正常に稼働している時間及びシステムの運用支援業務を実施しなければならない時間から除外する。

③ セキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏

えい件数は0件であること。

④ システム運用上の重大障害の件数

本業務に起因した長時間（24時間）にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、機構の業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

⑤ 利用者の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年1回、様式は別紙6）する。請負者においては、その結果の基準スコア75点を維持又は向上に努めること。

- イ 問い合わせから回答までに要した時間
- ロ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ハ 回答又は手順に対する結果の正確性について
- ニ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答を求め、年度末に4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

(5) 請負費用の支払方法

① 契約の形態は、業務請負契約とする。

② 機構は、業務請負契約に基づき請負者が実施する本業務について、「9. (1)

①報告等」に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、機構は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善する業務改善報告書を速やかに機構に提出するものとする。業務改善報告書の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、機構は請負費用の支払を行わないことができる。

なお、請負費用は、平成27年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為等に対して、請負者に発生した費用は請負者の負担とする。

(6) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。請負者は、別紙7に定める様式により、運用支援業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(7) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には機構が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

- ① 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

- ① 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成 24、25、26 年度の機構又は平成 25、26、27 年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ④ 機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 請負者は、法人として IT 全般統制を実施していること。IT 全般統制とは、IT インフラストラクチャ（コンピュータシステム、ネットワークシステム、データベース）における統制活動である。法人において、システムの開発・保守や運用管理に対する適切な統制が実施されていること（仕様書 9. (1) ①及び②に記載した事項）を示す資料を作成し、提出すること。
- ⑥ 請負者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の規格の認証を取得していること、又は同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。
- ⑦ 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（本業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、代表者は入札参加資格の全ての項目を満たし、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は上記①～④までの資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続スケジュール

入札公示：官報公示	平成 26 年 12 月上旬頃
第 1 回入札説明会（於：東京）	12 月中旬頃
第 2 回入札説明会（於：東海村、現地説明会を含む）	12 月中旬頃
質問書受付期限	平成 27 年 1 月下旬頃
技術提案書提出期限	1 月下旬頃
技術提案書審査	2 月上旬頃
入札書提出期限	2 月中旬頃
開札及び落札者の決定	2 月下旬頃
既存請負者からの引継ぎ	落札決定後速やかに
契約締結	平成 27 年 4 月 1 日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類。ただし、第 1 回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

② 入札仕様書

応札者の仕様内容について、機構が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。別添 1 仕様書に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出するが、変更点がある場合はその変更点を記載した資料を提出する。

③ 技術提案書

別添 2「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

④ 競争資格審査結果通知書

平成 24、25、26 年度の機構又は平成 25、26、27 年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 委任状・使用印鑑届（写）

代理人に委任したことを証明する書類。

ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑥ 質問書

本業務を履行するに当たり、機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。

⑦ 技術証明資料

本業務を履行するに当たり、4. (1) ⑤及び⑥で定めた入札参加条件（技術

要件) を満たすことを証明する書類。

⑧ 参考見積書

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費など全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。

⑨ 法第 15 条において準用する法第 10 条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類。※

⑩ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

⑪ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。

※⑨の提出書類については、落札予定者となった者のみ提出となる。

6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に請負者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添 2「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務総合評価基準書」を基本とする。

(1) 評価方法

請負者の決定は、総合評価落札方式（加算方式）によるものとする。総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（技術提案書による得点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。なお、技術等の評価に当たっては、機構が設置する技術審査会の審査員によって行う。

評価に当たっては、800 点の範囲内で採点を行い、価格点と技術点に区分し、配分を 1 : 1 とする。

(2) 決定方法

技術提案書を確認し、基準書に示す全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(3) 総合評価点

① 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

② 技術点は、基準書に示す「必須審査項目」の得点と「加点審査項目」の得点を合計した値とする。

イ 必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点として 200 点を与える。

ロ 加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で最大 200 点を与える。

(4) 落札者の決定

- ① 6.(1)から(3)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構の予定価格の制限の範囲内で、かつ、総合評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- ② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、入札の結果を保留し、機構の定めるところに従い当該者に対し調査を行うものとする。その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に該当すると機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が高い者を落札者としてすることができる。
- ④ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑤ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他機構が必要と認めた事項を公表するものとする。

(5) 落札者の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

- ① 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
- ② 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなど止むを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由

を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 現地説明会

7. (1) ⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、5. (1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」へは入札説明会の一週間前までに機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより参加可能とする。

(3) 資料の閲覧

7. (1) ⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、マニュアル等について、一週間前までに機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 本業務に使用させることができる機構財産に関する事項

請負者は、次のとおり機構財産を使用することができる。

(1) 機構財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ① 業務に必要なスーパーコンピュータ、サーバ、PC、電気及び通信設備
- ② その他、機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ① 使用することができる機構財産を受領したときは、機構に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。
- ② 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ③ 本業務の契約が終了したときは速やかに機構に返納しなければならない。
- ④ 請負者の責に帰すべき理由により滅失又は毀損したときは、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9. 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置

① 報告等

- イ 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ロ 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ハ 請負者は、契約期間中において、イ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

- イ 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な

管理を行わなくてはならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（CD や DVD などの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の 10 分の 1 を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限

りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

イ 請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して請負者にその交替を要求することができる。

ハ 総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、上記イの対応が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者と兼務する）や非常駐でも可とする。

④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 瑕疵担保責任

イ 請負者は、成果物の引渡し後 1 年以内に瑕疵が発見されたときは、機構の請求に基づき、請負者の負担において、機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって機構が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

⑥ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかに

- したうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。
- ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。
 - ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

⑦ 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を行うことにより契約の内容を変更することができる。

⑧ 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

- イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ロ 法第10条第4号及び第7号から第9号に該当する者(以下「暴力団員」という。)を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。
- ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。
- ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。
- ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと機構が認めたとき。
- チ 正当な理由がなく法第26条第1項に基づく立入り又は検査等に協力しなかったとき。
- リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を

受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 9. (2)③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ロ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ロにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

⑨ 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

イ 9. (3)⑦の契約内容の変更の規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

⑩ 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 8. (1)の機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、8. (2)④の使用制限の定めに従うこと。

ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額

の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者(請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑫ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑬ 請負業務の引継ぎ

イ 現行請負者からの引継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。なお、その際の引継ぎに必要となる現行請負者に発生した経費は、現行請負者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する

基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、機構、請負者及び次回請負者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

その際の引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

⑭ 不当介入の対応

イ 暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員又は暴力団関係者から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑮ 情報セキュリティの確保

イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、ウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

- (ニ) 請負者は、機構の利用禁止ソフト（Winny、WinMX、KaZaa、Share等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
- (ホ) 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
- (ハ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- (ト) 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (フ) 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、ウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

⑯ 不可抗力免責・危険負担

機構及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、機構が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

⑰ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑱ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑲ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

10. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、

故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法第7条第8号に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

機構は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成29年5月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成27年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

① 業務の内容

月次報告書等により調査

② システムの可用性

月次報告書等により調査

③ セキュリティ上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

④ システム運用上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

⑤ 利用者の利用満足度調査

利用者に対する年1回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査する。

(3) 意見聴取等

機構は、必要に応じ請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

機構は、平成29年5月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監

理委員会へ報告することとする。

(2) 機構の検査員、監督員

① 機構の検査員、監督員は、以下のとおりとする。

検査員：システム計算科学センター 情報システム管理室長又は室長代理

監督員：システム計算科学センター 情報システム管理室

担当技術副主幹又は主査

② 検査員、監督員は、本業務に関して必要がある場合は、機構を代表して9.

(3) ③イのただし書きに定める請負者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

機構は、請負者の実施する業務及び機構の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、請負者は、機構の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 請負者の責務

① 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③ 請負者は法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

④ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、請負者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、請負者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。さらに、請負者は、当該著作物の著作者が請負者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(6) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「原子力機構基幹情報システムの

運用支援業務仕様書」に示すとおりである。

(7) その他

① スーパーコンピュータシステム更新に伴う対応

スーパーコンピュータシステムの更新が平成 27 年度中に予定されており、システムの機種や構成が変更になる。

イ 新スーパーコンピュータシステムに関する研修会への参加

機構は、新スーパーコンピュータシステムの運用開始前に、新システムの運用方針や運用方法を説明するための研修会(半日程度)を 1~2 回開催する。請負者は、関係する従事者(4~6 名)が参加できるよう措置しなければならない。研修会は本業務の実施時間内に開催する予定であり、研修会への参加は定常業務と見なす。なお、研修会で業務遂行に必要な知見等が十分に得られない場合は、機構及び機構の指示を受けたメーカーや技術支援業者が助言等を行うものとする。

ロ 運用支援業務の追加等

更新によってスーパーコンピュータシステムの機種や構成が変更となっても、利用者による操作方法は変わらないため、請負者の運用支援業務の内容(項目、業務量及び操作方法等)は変わらない。但し、更新による影響が想定を超え、運用支援業務の内容に追加等が生じた場合は、請負者と協議のうえ、定常外業務(機構の負担)で対応するものとする。

② 異常時の措置

請負者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、請負者は機構に速やかに報告しなければならない。

③ 安全確保

イ 請負者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 請負者は、関係法令及び安全に関する機構の諸規則に従うほか、機構が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 請負者は、必要に応じ機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

④ 相殺

機構は、請負者が機構に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき機構が請負者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

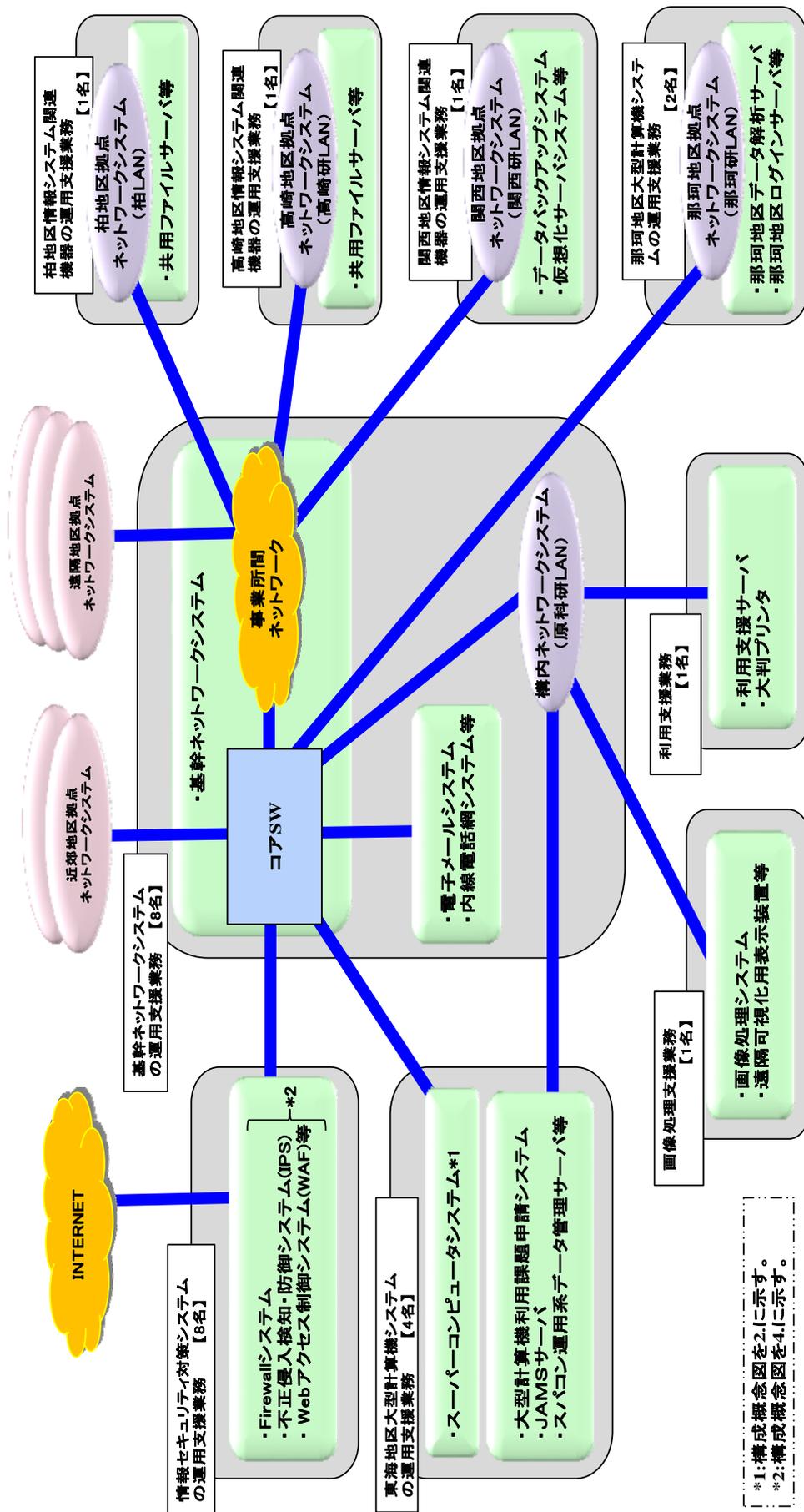
⑤ 裁判管轄

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

原子力機構基幹情報システムの主要システム概要図

1. 全体構成及び対象設備の概要

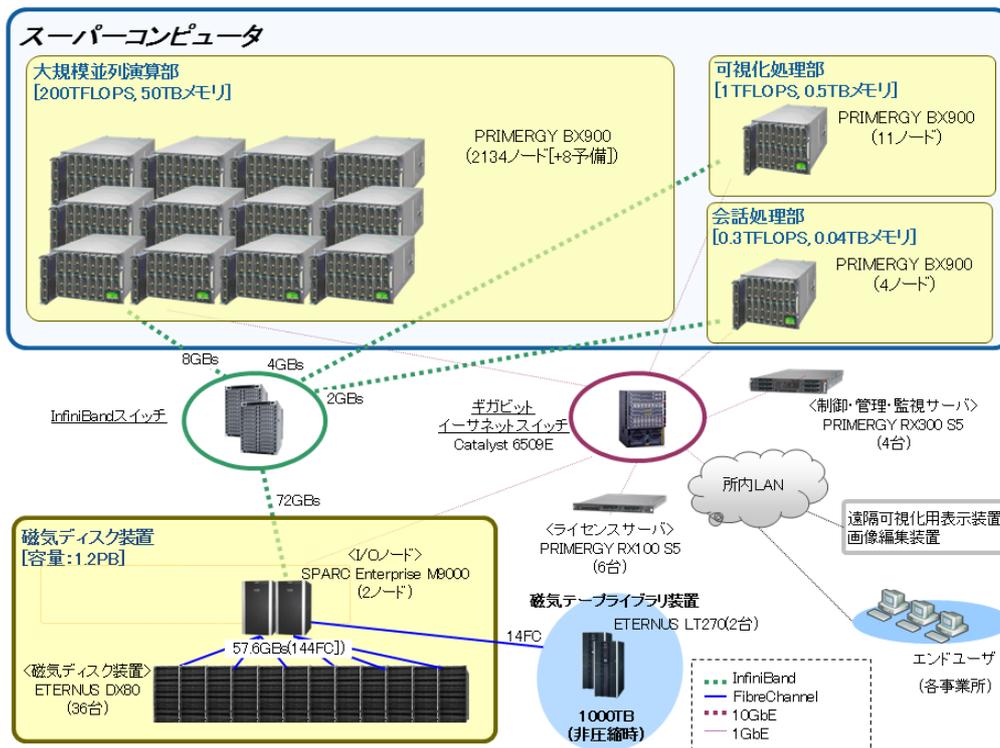
1) 全体構成



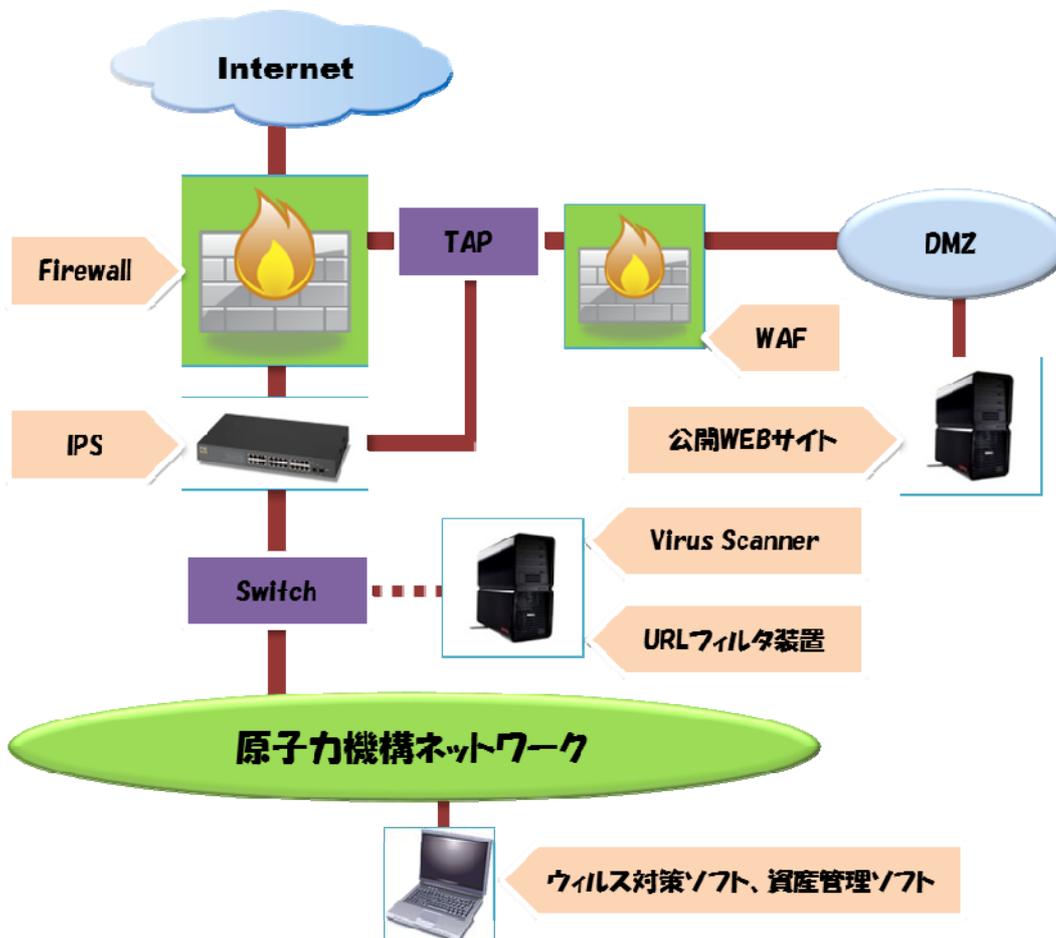
2) 対象設備の概要

設置地区	業務項目	対象設備
東海	東海地区大型計算機システム関連の機器等 【仕様書3.1】	(1) スーパーコンピュータシステム(※構成概念図を2. に示す) (2) 大型計算機利用課題申請システム (3) JAMSサーバ (4) 東海地区大型計算機システム用付帯設備 (5) スパコン運用系データ管理サーバ (6) スパコン運用系バックアップサーバ (7) 計算機室等遠隔監視システム (8) 入退出管理システム (9) 情報資産台帳管理システム
	画像処理支援関連の機器等 【仕様書3.3】	(1) 大規模並列計算機可視化処理部(画像処理システム) (2) 遠隔可視化用表示装置 (3) 裸眼立体視システム (4) ポータブルVR機器 (5) 画像編集装置
	利用支援業務関連の機器等 【仕様書3.4】	(1) 利用支援サーバ (2) 大判プリンタ
	情報セキュリティ対策システム関連の機器等 【仕様書3.8】	(1) Firewallシステム (2) 不正侵入検知・防御システム (3) ウィルス対策ソフトウェア (4) Windows,Mac,Linux用ウィルス 対策ポリシー管理システム (5) Webアクセス制御システム (6) 個人認証システム (7) リモートアクセスシステム (8) 公開Webサイト集約システム (9) 情報セキュリティ教育システム (10) 資産管理システム (11) セキュリティ情報発信ウェブサイト
	基幹ネットワークシステム関連の機器等 【仕様書3.9】	(1) 基幹ネットワークシステム (2) 構内ネットワークシステム (3) 検疫ネットワークシステム (4) ゲストネットワークシステム (5) メールシステム (6) ネットワークサーバ (7) ネットワーク監視システム (8) IPアドレス管理システム (9) ネットワーク接続認証システム (10) 内線電話網システム (11) TV会議システム
那珂	那珂地区大型計算機システム関連の機器等 【仕様書3.2】	(1) 那珂地区データ解析サーバ (2) 那珂地区ログインサーバ (3) NAS装置 (4) バックアップテープ装置 (5) 那珂地区大型計算機システム用付帯設備 (6) 那珂地区拠点ネットワークシステム (7) 那珂地区検疫ネットワークシステム (8) 那珂地区ゲストレンジネットワーク (9) ノリニア動画編集システム (10) DNSサーバシステム
柏	柏地区情報システム関連の機器等 【仕様書3.5】	(1) 共用ファイルサーバ (2) 柏地区拠点ネットワークシステム (3) 柏地区大型計算機利用者管理サーバ (4) 柏地区検疫ネットワークシステム (5) 柏地区ゲストレンジネットワーク (6) TV会議端末 (7) 組織・人事情報システム用サーバ (8) ノリニア動画編集システム (9) DNSサーバシステム
高崎	高崎地区情報システム関連の機器等 【仕様書3.6】	(1) 共用ファイルサーバ (2) 高崎地区拠点ネットワークシステム (3) 高崎地区検疫ネットワークシステム (4) 高崎地区ゲストレンジネットワーク (5) Mac アドレス接続認証システム (6) TV会議端末 (7) ノリニア動画編集システム (8) DNSサーバシステム
関西	関西地区情報システム関連の機器等 【仕様書3.7】	(1) データバックアップシステム (2) 仮想化サーバシステム (3) 予備系メールサーバシステム (4) 関西地区拠点ネットワークシステム (5) 関西地区検疫ネットワークシステム (6) 関西地区ゲストレンジネットワーク (7) BCP用Firewallシステム (8) BCP用WAFシステム

2. スーパーコンピュータシステムの構成概念図



3. 情報セキュリティ対策システムの構成概念図



従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
原子力機構基幹情報システムの運用支援業務					
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
物件費					
請負費等		217,791	204,120	204,120	
計(a)					
参 考 値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		217,791	204,120	204,120	
注 記 事 項	<p>(1) 機構では、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は契約金額である。</p> <p>(2) 請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。</p> <p>(3) 平成 23 年度の金額は、「大型計算機システム等の運用支援業務」と「情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務」の支払額を合算した金額である。</p> <p>(4) 上記経費各欄の金額の他、(業務の繁閑の状況とその対応)に記載する非定常業務を含めた支払総額は平成 23 年度 221,771 千円、平成 24 年度 219,935 千円、平成 25 年度 208,768 千円となっている。</p>				

2. 従来の実施に要した人員 (単位：名)		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務				
運用技術者 A		1	1	1
運用技術者 B		1	1	1
運用技術者 C		1	1	1
運用技術者 D		1	1	1
(2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務				
運用技術者 B		1	1	1
運用技術者 C		1	1	1
(3) 画像処理支援業務				

運用技術者 A	1	1	1
(4) 利用支援業務			
運用技術者 C	1	1	1
(5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務			
運用技術者 C	1	1	1
(6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務			
運用技術者 C	0	1	1
運用技術者 D	1	0	0
(7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務			
運用技術者 C	1	1	1
(8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務			
運用技術者 A	1	1	1
運用技術者 B	2	2	2
運用技術者 C	2	2	2
運用技術者 D	2	2	2
(9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務			
運用技術者 A	1	1	1
運用技術者 B	2	2	2
運用技術者 C	3	3	3
運用技術者 D	2	2	2
(1)～(9)の総合計人数	26	26	26
<p>※1:「運用技術者 A～D」は技術者のランクである。</p> <p>※2:総括責任者は総合計人数（26 人）に含まれていない。現行は専任（従事者が兼務しない）の者が非常駐（訪問）で対応している。</p> <p>※3:総括責任者代理（代理人）は総合計人数（26 人）に含まれている。現行は運用技術者 A（4 名）が兼務している。</p> <p>※4:バックアップ要員は総合計人数（26 人）に含まれていない。通常、休暇や途中交代があった場合は業務全体に影響がでないよう、総括責任者が作業日程や従事者の業務量を調整している。ただし、病気等で長期休暇があった場合は、機構と相談し、臨時にバックアップ要員を用意して対応した。</p> <p>(請負者における業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>(1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務</p> <p>1) 運用技術者 A</p> <p>① 大型計算機システムの運用支援経験：8 年以上</p> <p>② スーパーコンピュータの運用支援経験：5 年以上</p> <p>③ 利用者数が 50 名以上の大型計算機の運用支援経験：5 年以上</p> <p>2) 運用技術者 B</p>			

- ① 大型計算機システムの運用支援経験：5年以上
- ② スーパーコンピュータの運用支援経験：3年以上
- ③ 利用者数が50名以上の大型計算機の運用支援経験：3年以上
- 3) 運用技術者C
 - ① 大型計算機システムの運用支援経験：3年以上
 - ② Solaris_OSの管理者(root)経験：1年以上
- 4) 運用技術者D
 - ① 大型計算機システムの運用支援経験：1年以上
- (2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務
 - 1) 運用技術者B
 - ① 大型計算機システムの運用支援経験：5年以上
 - ② 利用者数が50名以上の大型計算機の運用支援経験：3年以上
 - ③ 1,000万ファイル以上を扱う大型計算機の運用支援経験：3年以上
 - 2) 運用技術者C
 - ① 大型計算機システムの運用支援経験：3年以上
 - ② 5台以上のルータまたはLayer3 Switchから構成されるネットワークの運用支援経験：1年以上
 - ③ ネットワークアナライザを用いたネットワーク障害分析対応の実務経験：1年以上
- (3) 画像処理支援業務
 - 1) 運用技術者A
 - ① 画像処理支援経験：8年以上
 - ② AVSまたはEnsigntによる画像処理作業経験：5年以上
- (4) 利用支援業務
 - 1) 運用技術者C
 - ① 利用支援経験：3年以上
 - ② Webページの設計及び作成経験：1年以上
- (5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務
 - 1) 運用技術者C
 - ① 情報システム関連機器の運用支援経験：3年以上
 - ② Aix_OSの管理者(root)経験：1年以上
 - ③ SUPER-UX_OSの管理者(root)経験：1年以上
- (6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務
 - 1) 運用技術者C
 - ① 情報システム関連機器の運用支援経験：1年以上
 - ② 5台以上のルータまたはLayer3 Switchから構成されるネットワークの運用支援経験：1年以上
 - ③ ネットワークアナライザを用いたネットワーク障害分析対応の実務経験：1年以上

(7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務

1) 運用技術者 C

- ① 情報システム関連機器の運用支援経験：3年以上
- ② 5台以上のルータまたはLayer3 Switchから構成されるネットワークの運用支援経験：1年以上
- ③ F i r e W a l lの設定変更及び運用の支援経験：1年以上

(8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務

1) 運用技術者 A

- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験：8年以上
- ② F i r e W a l lシステムの運用支援経験：5年以上
- ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験：5年以上
- ④ ウィルス対策ポリシーの設計支援経験：5年以上

2) 運用技術者 B

- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験：5年以上
- ② F i r e W a l lシステムの運用支援経験：3年以上
- ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験：3年以上
- ④ ウィルス対策ポリシーの設計支援経験：3年以上

3) 運用技術者 C

- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験：3年以上
- ② F i r e W a l lシステムの運用支援経験：1年以上
- ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験：1年以上

4) 運用技術者 D

- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験：1年以上

(9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務

1) 運用技術者 A

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：8年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：5年以上
- ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験：5年以上

2) 運用技術者 B

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：5年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：3年以上
- ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験：3年以上

3) 運用技術者 C

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：3年以上
- ② インターネット関連機器（対外ルータ）の運用支援経験：1年以上
- ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験：1年以上

4) 運用技術者 D

- ① ネットワークシステムの運用支援経験：1年以上

(業務の繁閑の状況とその対応)

平成23年度から25年度の本業務の対応状況は以下のとおり。本業務は定常業務(毎月、毎週、毎日)が中心であるが、業務項目毎に、以下の非定常業務が発生している。

(1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務(標準要員数=4名)

【平成23年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	5.5	15.0	1.5	9.5	55.0	90.5

【平成24年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	22.0	12.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	186.0	244.0

【平成25年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	28.0	7.0	31.0	83.5

※1: 各年度の3月は、年間の稼働及び利用状況等をまとめるため繁忙であった。

※2: 平成24年度の3月は、利用申請システムの不具合修正のため特に繁忙であった。

(2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務(標準要員数=2名)

【平成23年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4.5	0.0	0.0	10.5	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0	9.0	30.0

【平成24年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	1.5	8.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	30.0	42.0

【平成25年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	3.5	0.0	1.0	11.5	21.0

※1: 各年度の3月は、年間の稼働及び利用状況等をまとめるため繁忙であった。

(3) 画像処理支援業務(標準要員数=1名)

【平成23年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【平成24年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	2.5	6.0	6.0	3.0	5.0	0.0	20.0	50.5

【平成25年度】

(単位:時間)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----

10.0	0.0	0.0	2.5	5.0	0.0	3.0	0.0	9.0	4.5	6.5	0.0	40.5
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

※1: 平成 24 年度の 3 月～平成 25 年度の 4 月は、緊急に可視化ソフトウェアの処理速度調査を行ったため繁忙であった。

(4) 利用支援業務（標準要員数=1 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	5.0	11.0

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0

【平成 25 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	6.5	6.0	2.5	0.0	23.5

※1: 平成 24 年度の 3 月は、情報システム管理室イントラページの更新対応のため繁忙であった。

(5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務（標準要員数=1 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	5.0	10.0

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0

【平成 25 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	1.0	0.0	3.0	17.0	10.0	0.0	33.5

(6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務（標準要員数=1 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	3.0	0.0	0.0	2.0	2.5	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	5.0	15.0

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	31.5

【平成 25 年度】

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	6.0	2.0	7.0	17.0

※1: 平成 24 年度の 3 月は、不正 MAC アドレスの緊急調査などトラブル対応が特に多かったため繁忙であった。

(7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務（標準要員数=1 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0.0	4.0	0.0	0.0	4.0	1.5	6.5	12.0	0.0	13.0	12.5	5.0	58.5

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0.0	16.5	0.0	1.0	3.5	3.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	27.5

【平成 25 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0.0	0.0	0.0	2.5	4.0	10.0	7.0	0.0	0.0	5.0	5.0	6.5	40.0

(8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務（標準要員数=7 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
9.5	18.0	39.5	57.0	30.5	30.0	27.0	21.5	0.0	0.0	96.5	18.0	347.5

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
55.5	46.0	23.5	82.0	18.0	30.0	66.5	31.5	70.5	80.5	12.0	252.5	768.5

【平成 25 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
9.0	60.0	30.0	21.0	13.0	44.5	33.0	31.0	50.0	179.0	38.0	44.0	552.5

※1: 平成 23 年度の 2 月は、公開 Web サイトの情報セキュリティ対策状況を緊急に点検するよう国（文科省）から指示があったため繁忙であった。

※2: 平成 24 年度の 3 月は、PC 盗難事案、海外駐在員を狙ったウィルス付き不審メール事案が立て続けに発生したため繁忙であった。

※3: 平成 25 年度の 1 月は、もんじゅにてウィルス感染による不正通信事案が発生したため繁忙であった。

(9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務（標準要員数=8 名）

【平成 23 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
24.0	10.0	12.0	22.0	0.0	0.0	6.5	5.5	30.5	6.0	73.0	33.0	222.5

【平成 24 年度】

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0.0	0.0	4.0	56.0	19.5	29.5	16.0	52.0	144.0	5.0	8.0	200.0	534.0

【平成 25 年度】												(単位：時間)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
22.0	9.0	16.0	12.0	8.0	11.0	21.0	31.0	85.5	42.0	69.0	45.0	371.5

※1: 平成 23 年度の 2 月は、構内ネットワークの通信障害及び SNMP サーバの動作不具合などトラブル対応が多かったため繁忙であった。

※3: 平成 24 年度の 12 月は、不審メール調査及び Web メール of 緊急動作確認などトラブル対応が特に多かったため繁忙であった。

※4: 平成 24 年度の 3 月は、メール申請プログラムの不具合及び拠点間ネットワークの通信障害などトラブル対応が特に多かったため繁忙であった。

※5: 平成 25 年度の 12 月は、メールシステム及び対外接続用 TV 会議システムの障害などトラブル対応が特に多かったため繁忙であった。

<p>3. 従来の実施に要した施設及び設備</p> <p>(施設)</p> <p>施設名称：</p> <p>(1) 原子力科学研究所 情報交流棟 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地 4</p> <p>(2) 那珂核融合研究所 JT-60 制御棟 〒311-0193 茨城県那珂市向山 8 0 1 番地 1</p> <p>(3) システム計算科学センター 〒277-8587 千葉県柏市柏の葉 5-1-5 東京大学柏キャンパス内</p> <p>(4) 高崎量子応用研究所 イオンビーム研究棟 〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町 1 2 3 3 番地</p> <p>(5) 関西光科学研究所 (木津地区) 計算・先端情報センター棟 〒619-0215 京都府木津川市梅美台 8 丁目 1 番地 7</p>
<p>(設備及び主な物品)</p> <p>設備：</p> <p>スーパーコンピュータ、サーバ、PC、プリンタ、机、椅子、その他情報機器、工具類、マニュアル及び参考図書</p> <p>主な物品：</p> <p>電気、ガス、水、事務用品、各種用紙</p>
<p>(注記事項)</p> <p>上記施設、設備等は、請負業務を行う範囲において無償貸与。</p>

4. 従来の実施における目的の達成の程度

機構の本業務を確実に実施するため、基幹情報システムの利用者への継続的な利用支援サービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

(1) システムの可用性

平成 23 年度から 25 年度の正常稼働率の集計は未実施。

(2) セキュリティ上の重大障害

平成 23 年度から 25 年度までの間、事例は発生していない。

(3) システム運用上の重大障害

平成 23 年度から 25 年度までの間、事例は発生していない。

(4) 利用者の利用満足度調査

平成 23 年度から 25 年度は未実施。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

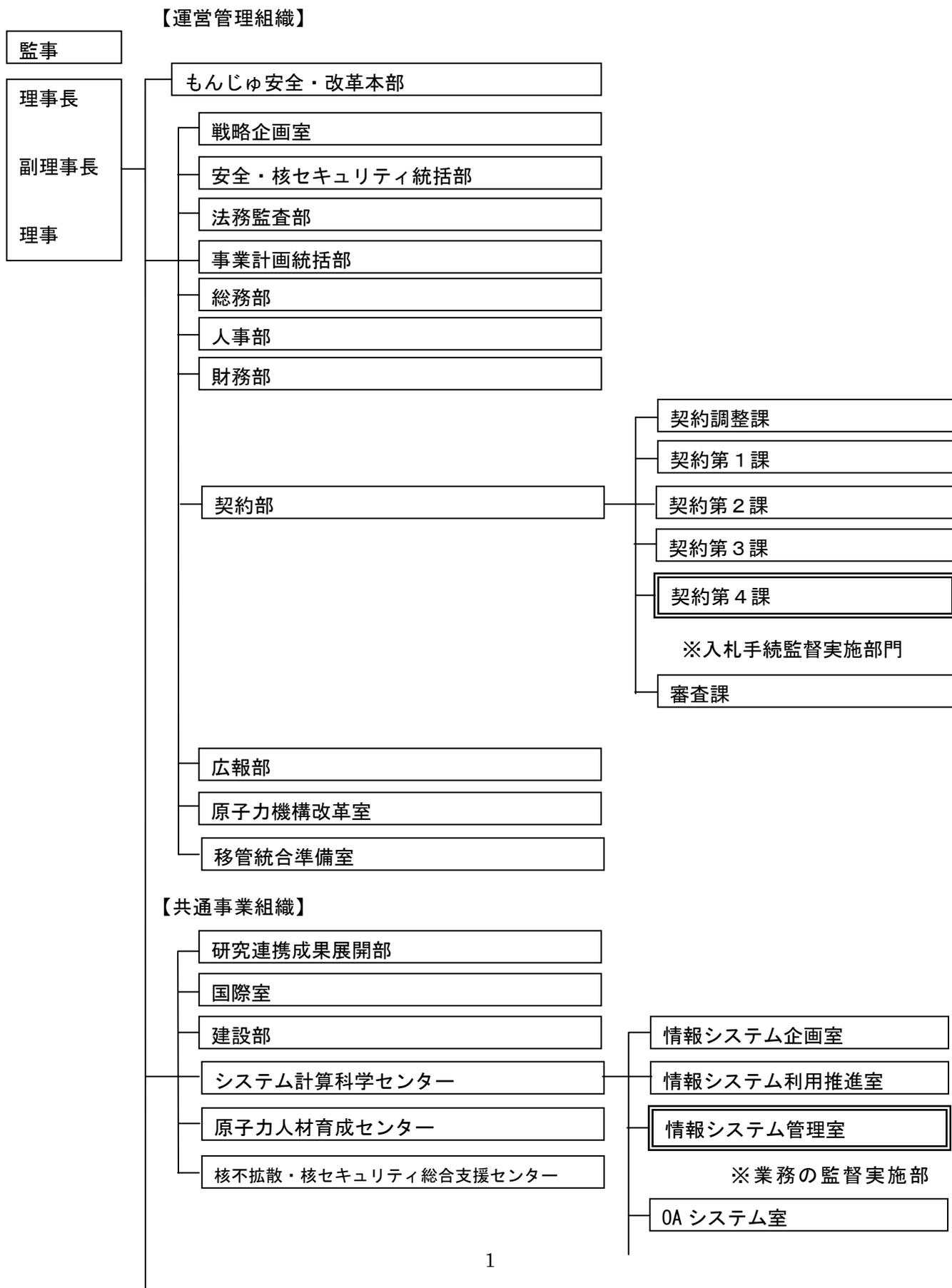
別紙 3（機構組織図）のとおり

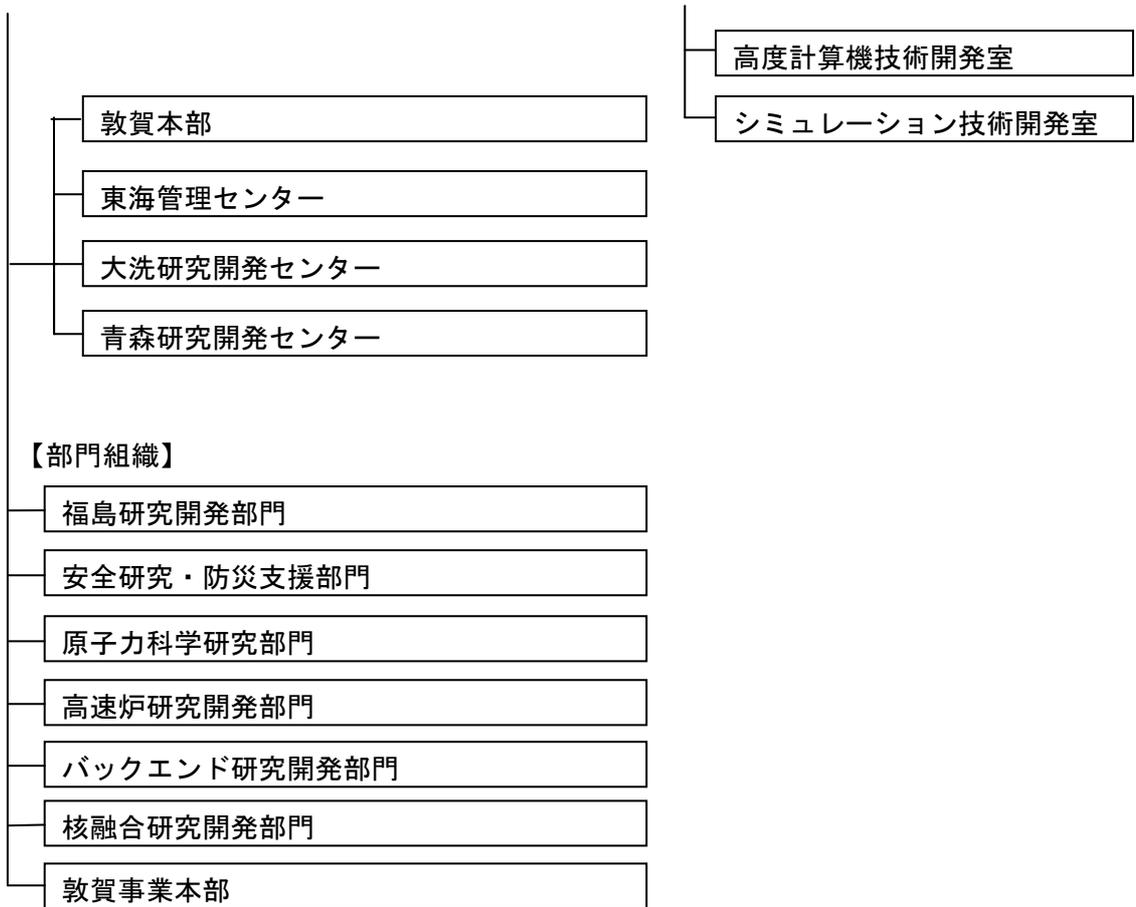
別紙 4（業務フロー図）のとおり

（注記事項）

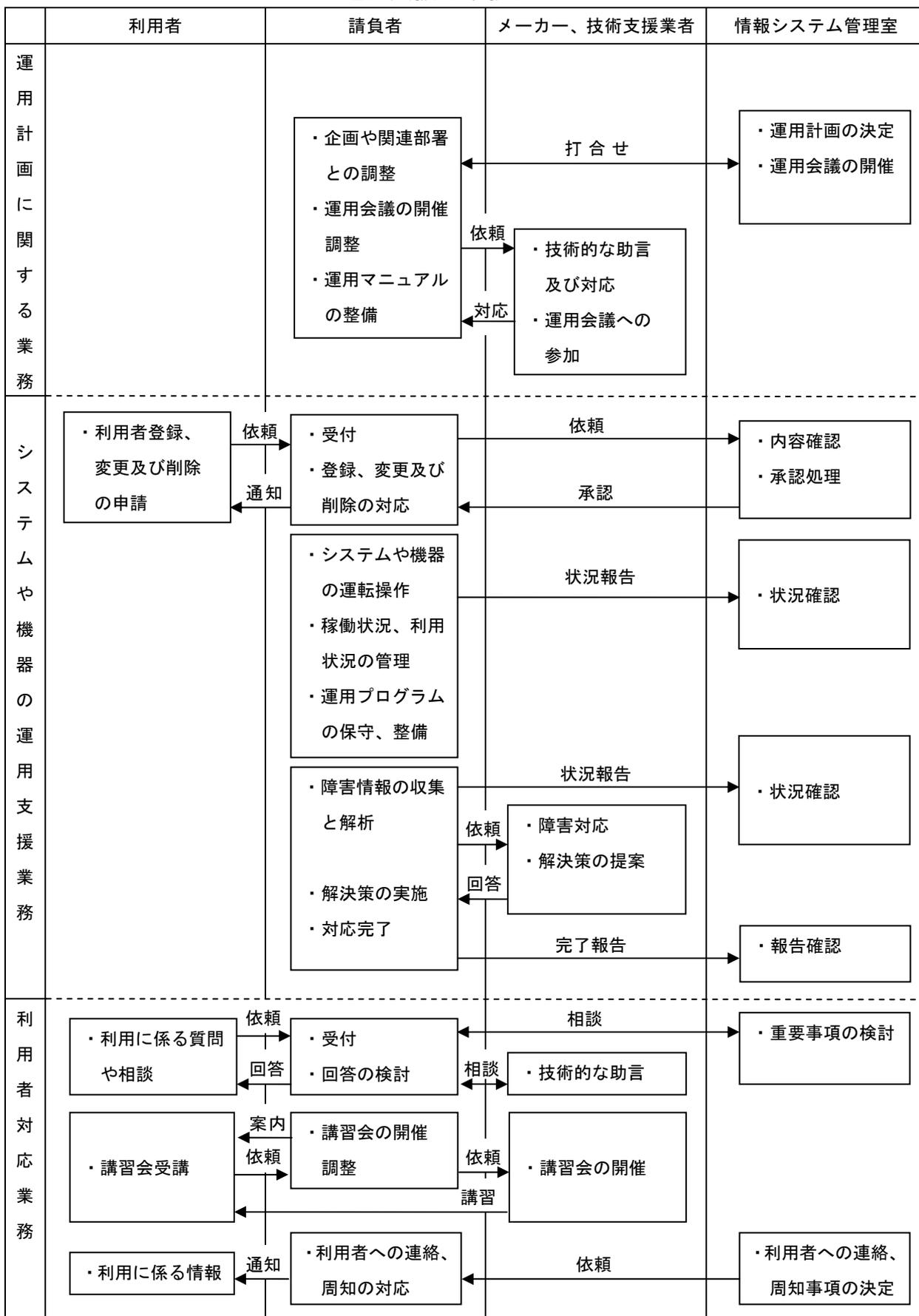
本業務に関する詳細な情報は民間事業者からの依頼により情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料はシステム概説書、説明書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書、報告書等とする。

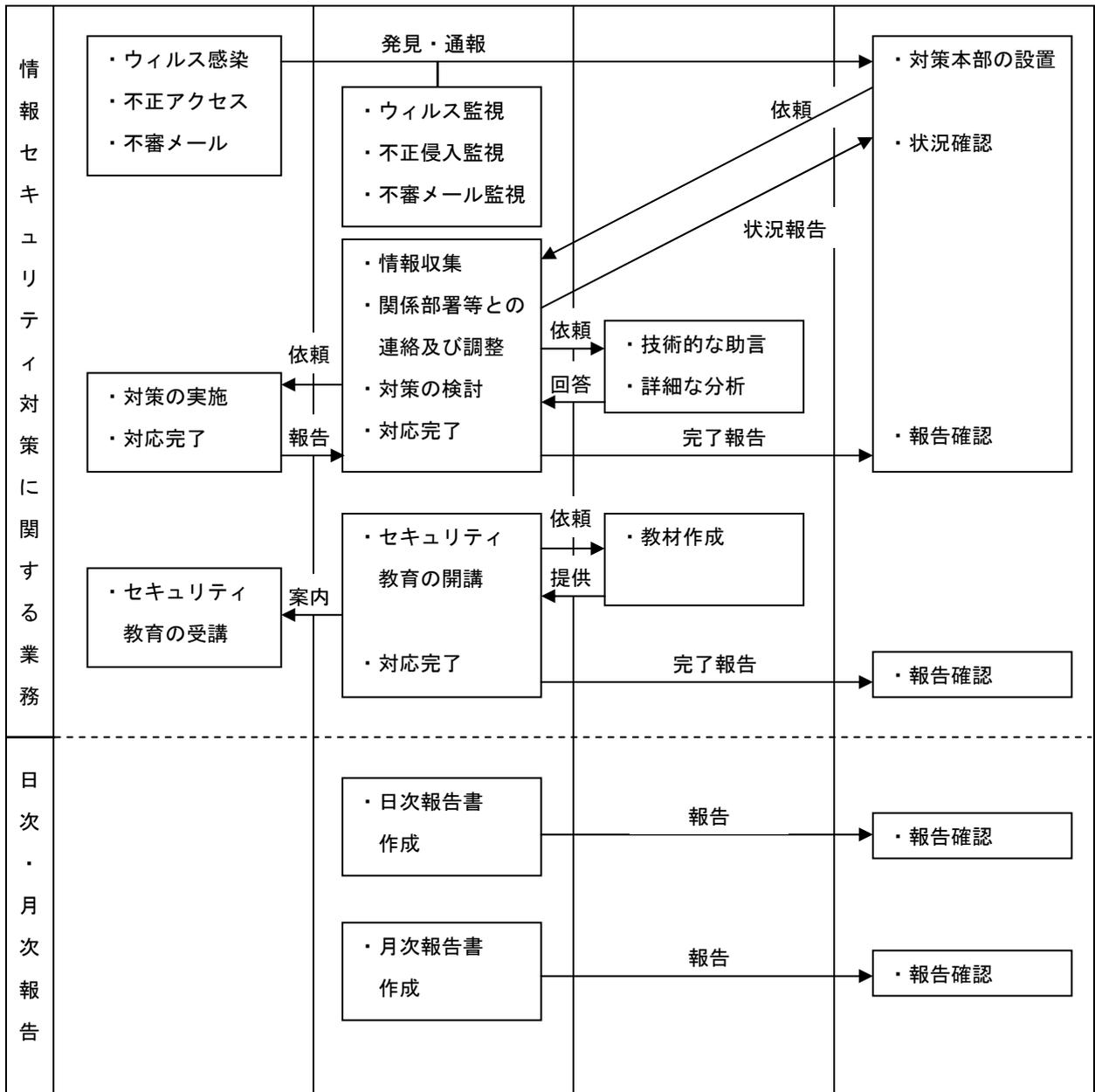
独立行政法人 日本原子力研究開発機構組織図（平成 26 年 10 月 1 日現在）





運用支援の業務フロー





※留意事項

メーカーや技術支援業者による請負者との円滑な連携（依頼、相談等）については、機構が責任を負う。

対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表

1. 東海地区大型計算機システム関連の機器等

(1) スーパーコンピュータシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	大規模並列演算部	PRIMERGY BX900	2,142 ノド	富士通製、 計算ノード=2,134 +予備ノード=8
2	可視化処理部	PRIMERGY BX900	11 ノド	富士通製
3	会話処理部	PRIMERGY BX900	4 ノド	富士通製
4	InfiniBand スイッチ①	Grid Director 4700	9 台	Voltaire 製
5	InfiniBand スイッチ②	SilverStorm9240	2 台	QLogic 製
6	InfiniBand スイッチ③	SilverStorm9024	30 台	QLogic 製
7	InfiniBand スイッチ④	高機能インターコネク トスイッチ	4 台	富士通製
8	磁気ディスク装置	ETERNUS DX80	36 台	富士通製
9	I/O ノード	SPARC Enterprise M9000	2 ノド	富士通製
10	磁気テープライブラリ装置	ETERNUS LT270	2 台	富士通製
11	ギガビットイーサネットスイッチ	Catalyst6509E	1 台	シスコシステムズ 製

12	制御・管理・監視サーバ	PRIMERGY RX300 S5	4台	富士通製
13	ライセンスサーバ	PRIMERGY RX100 S5	6台	富士通製
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux	—	1式	
2	Solaris 10	—	1式	オラクル製
3	Parallelnavi Base Package (ジョブ管理機能)	—	1式	富士通製
4	Parallelnavi Language Package (言語・プログラム開発環境)	—	1式	富士通製
5	Parallelnavi SRFS (ネットワークファイルシステム)	—	1式	富士通製
6	Sun StorageTek QFS (ローカルファイルシステム)	—	1式	オラクル製
7	ETERNUS マルチバスドライバ(FCバス冗長化)	—	1式	富士通製
8	NetVault (バックアップソフトウェア)	—	1式	
9	STAR-CD/Design (アプリケーションソフトウェア)	—	1式	
10	STAR-CD/HPC (アプリケーションソフトウェア)	—	1式	
11	LS-DYNA (アプリケーションソフトウェア)	—	1式	
12	ABAQUS Explicit (アプリケーションソフトウェア)	—	1式	
13	ABAQUS/CAE (アプリケーションソフトウェア)	—	1式	

14	ANSYS (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
15	ANSYS ICEM/CFD (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
16	FLUENT (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
17	Patran (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
18	FIELDVIEW (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
19	MATLAB (アプリケーションソフトウェア)	—	1 式	
20	AVS/Express PST (可視化ソフトウェア)	—	1 式	
21	Ensign DR (可視化ソフトウェア)	—	1 式	
22	Gsharp (可視化ソフトウェア)	—	1 式	
23	Gsharp Web Edition (可視化ソフトウェア)	—	1 式	

(2) 大型計算機利用課題申請システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	大型計算機利用課題管理サーバ	PGT1574H64	1 台	富士通製
2	基本 CPU 変換機構	PGBFU60C2	1 台	富士通製
3	基本 RAM モジュール変換機構	PGBRU4EN	1 台	富士通製

4	SAS アレイコントローラカード	PGB248H	1 台	富士通製
5	基本 HDD 変換機構	PGBHUB45C3	1 台	富士通製
6	内蔵 HDD ユニット	PGBHUB45C3	3 台	富士通製
7	19 インチラック	PG-R4RC5	1 台	富士通製
8	耐震キット	PG-R3ST1	1 台	富士通製
9	KVM スイッチ	PG-SB205	1 台	富士通製
10	KVM ケーブル	PG-CBLDP15	2 台	富士通製
11	フラットディスプレイ	PG-R4DP1	1 台	富士通製
12	スパコン用稼働ログ収集サーバ	PGT1574H64	1 台	富士通製
13	基本 CPU 変換機構	PGBFU60C2	1 台	富士通製
14	基本 RAM モジュール変換機構	PGBRU4EN	2 台	富士通製
15	SAS アレイコントローラカード	PGB248H	1 台	富士通製
16	基本 HDD 変換機構	PGBHUB45C3	2 台	富士通製
17	内蔵 HDD ユニット	PGBHUB45C3	1 台	富士通製
18	NAS サーバ	HDL-Z4WS12CR	2 台	IO データ製
2) ソフトウェア				

1	基本 Windows OS 変換機構	PGBSUW36	2 個	
2	Microsoft Office Personal 2007 日本語版 Win32	W87-01086	1 個	
3	PDF オートコンバータ EX 32bit 版	—	1 個	YSS 製、 マルチスレッド版
4	PDF オートコンバータ EX 32bit 版 プログラムインターフェース	—	1 個	YSS 製、 マルチスレッド版
5	PDF メイクアップ結合機能 32bit 版	—	1 個	YSS 製
6	Microsoft SQL Server Workgroup Edition 2008 R2 32/64bit CPU ライセンス	A5K-02824	1 個	

(3) JAMS サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	PRIMERGY TX300S4	PGT30414L3	1 台	富士通製、 RHEL4 搭載
2	ファイバーチャネルカード	PGBFC202	1 台	富士通製
3	LTO3 ユニット	PGBLT302C	1 台	富士通製
4	PMAN モデル 100	PW-PM1CL2	1 台	富士通製
5	Smart-UPS 3000RMJ-3U	GP5-R1UP7	1 台	APC 製
6	ETERNUS2000 モデル 50	E205F2B	1 台	富士通製
7	19 インチラック(24U)	PG-R4RC5	1 台	富士通製

2) ソフトウェア				
1	Oracle Database 10g r2 Standard Edition	B515RMBB1	1 個	
2	Oracle Application Server 10g r3	B515XRAB0	1 個	
3	DataDirect Connect for ODBC 5.3	CD-CNNCT-013	1 個	
4	Intel C++ compiler Version.11	INTI1284	1 個	
5	NetVault 8	B5154N8H0	1 個	

(4) 東海地区大型計算機システム用付帯設備

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	第 1 計算機室計算機用パッケージエアコン（室内機ユニット）	PDA-J800GA	7 台	三菱電機製
2	第 1 計算機室計算機用パッケージエアコン（室外機ユニット）	PVD-J200G	7 台	三菱電機製
3	第 2 計算機室計算機用パッケージエアコン①（室内機ユニット）	PDA-J800GA	1 台	三菱電機製
4	第 2 計算機室計算機用パッケージエアコン①（室外機ユニット）	PVD-J200G	1 台	三菱電機製
5	第 2 計算機室計算機用パッケージエアコン②（室内機ユニット）	FRDP560A	4 台	ダイキン製
6	第 2 計算機室計算機用パッケージエアコン②（室外機ユニット）	CRDP560AE	4 台	ダイキン製

(5) スパコン運用系データ管理サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	SPARC Enterprise T5120	SECPFEF3F	1 台	富士通製
2	146GB SAS ディスクドライブ (10,000rpm)	SESX3C11F	1 台	富士通製
3	シングルチャネル 4Gbps ファイバー チャネルカード	SE0X7F11F	1 台	富士通製
4	DAT160 テープドライブ	SE0X9DT1F	1 台	富士通製
5	SAS カード	SE0X7SA1F	1 台	富士通製
6	SAS ケーブル 1.5m (SFF-8470 - SFF08088)	CBL-SASB01	1 台	富士通製
7	ETERNUS DX60 ベース装置(4Gbps、 FC、2 ポート)	ET06F21A	1 台	富士通製
8	2TB/7.2krpm ニアライン SAS ディス ク×6 (RAID5)	ETLNS2QA	4 台	富士通製
9	ドライブエンクロージャー	ETLDE2A	1 台	富士通製
2) ソフトウェア				
1	Oracle Solaris 10 9/19 メディアキット	B23Q8YMHO	1 個	

(6) スパコン運用系バックアップサーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	PRIMEGY TX150 S7(3.5 インチモデル) タワー型 Linux サポートバンドルタイプ	PGT1574HL3	1 台	富士通製、RHEL 5.4 搭載
2	基本 CPU 変換機構	PGBFU60G2	1 台	富士通製
3	基本 RAM モジュール変換機構-4GB	PGBRU4EN	1 台	富士通製
4	SAS アレイコントローラカード	PGB248H	1 台	富士通製
5	基本ハードディスクユニット変換機構-600GB	PGBHUB05E2	1 台	富士通製
6	内蔵ハードディスクユニット-600GB	PGBHDB05E	1 台	富士通製
7	SAS カード	PGB224B	1 台	富士通製
8	内蔵 LTO4 ユニット	PGBLT401C	4 台	富士通製
9	カラー液晶ディスプレイ-17	VL-178SEL	1 台	富士通製

(7) 計算機室等遠隔監視システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	入退出管理 PC (メイン PC)	HP 8100 Elite MT	1 台	
2	入退出管理 PC (サブ PC)	HP 8200 Elite MT	1 台	

3	レコーダー	DG-ND400	1台	Panasonic製
4	増設HDDユニット	WJ-HDU40L	1台	Panasonic製
5	NWカメラ	DG-SF384	4台	Panasonic製
6	NWカメラ	DG-SC385	12台	Panasonic製
7	42インチモニター	TH-P42G2-S	2台	Panasonic製
8	42インチモニター	TH-P42GT3	1台	Panasonic製
9	Switch-M16PWR	PN23169	3台	Panasonic製
10	Switch-M8ePWR	PN27089	2台	Panasonic製
11	Switch-M16eG	PN28160	1台	Panasonic製
2) ソフトウェア				
1	管理ソフトウェア	DG-ASM100/L2	2個	Panasonic製

(8) 入退出管理システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	Dell RFT-OptiPlex -9010	1台	
2	無停電電源装置	APC RFT-Smart- UPS-500-LCD(100V)	1台	

3	液晶モニター	RFT-ProLite -E1706S-2	1台	iiyama 製
4	入退室管理装置	RFT-XP35C6-N	8台	ジューエルソリューションズ製
5	退室用リーダー	RFT-XR01-N	9台	ジューエルソリューションズ製
6	登録用 IC カードリーダー	RFT-NR01-N	1台	ジューエルソリューションズ製
2) ソフトウェア				
1	管理ソフトウェア	RFT-GL-N	1個	ジューエルソリューションズ製

(9) 情報資産台帳管理システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	情報資産管理台帳サーバ NEC Express5800/GT110a-S	N8100-1546Y	1台	CentOS 5.4 搭載
2	組込出荷専用 512MB 増設メモリボード	N8102-G303	1台	NEC 製
3	組込出荷専用 2GB 増設メモリボード	N8102-G305	1台	NEC 製
4	内蔵 SATA ケーブル	K410-183(00)	1台	NEC 製
5	RAID コントローラ(128MB、RAID 0/1)	N8103-116A	1台	NEC 製
6	増設バッテリー	N8103-121	1台	NEC 製
7	Express5800 SmartUPS 500	N8180-50	1台	NEC 製

2. 那珂地区大型計算機システム関連の機器等

(1) 那珂地区データ解析サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	PRIMERGY RX600 S6	1 台	富士通製
2	ディスク装置	ETERNUS DX80 S2	1 台	富士通製
3	管理コンソール	LIFEBOOK A531/D	1 台	富士通製
4	UPS①	Smart-UPS 3000RMJ-3U	1 台	APC 製
5	UPS②	Smart-UPS 1500RMJ-2U	2 台	APC 製
6	サーバ間接続用 L3SW	Enterasys Networks C5	1 台	
7	管理用 SW	SR-X316T1	1 台	富士通製
2) ソフトウェア				
1	Oracle Solaris 10 9/19 メディアキット	B23Q8YMHO	1 個	
2	MATLAB	-	4 個	
3	Signal Processing Toolbox	-	1 個	
4	MATLAB Compiler	-	1 個	
5	IDL	-	2 個	

6	Intel Composer XE	-	5 個	
7	PV-WAVE Advantage	-	2 個	
8	Platform LSF	-	1 個	
9	ETERNUS マルチバスドライバ	-	1 個	
10	Symantec NetBackup	-	1 個	
11	PowerChute Network Shutdown	-	1 個	
12	McAfee VirusScan	-	1 個	
13	Microsoft Windows 7 Professional	-	1 個	

(2) 那珂地区ログインサーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	PRIMERGY RX200 S7	1 台	富士通製
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux	-	1 個	
2	NoMachine NX Enterprise Server	-	1 個	
3	PowerChute Network Shutdown	-	1 個	

4	McAfee VirusScan	-	1 個	
---	------------------	---	-----	--

(3) NAS 装置

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	Newtech Supremacy NAS/GS	NSP1T16NAS3UGS	1 台	
2	Newtech SupremacyII iX	NSPT1T16NAS3UIX	1 台	

(4) バックアップテープ装置

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	ETERNUS LT60 S2	1 台	富士通製

(5) 那珂地区大型計算機システム用付帯設備

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	計算機用エアコン①	DFR15A	3 台	ダイキン製
2	計算機用エアコン②	SRP8JK	1 台	ダイキン製
3	計算機用エアコン③	RP-8RA	1 台	日立製
4	除湿器	RD-1600LD	1 台	日立製

(6) 那珂地区拠点ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	那珂地区 拠点ネットワークシステム	—	1 式	*

(7) 那珂地区検疫ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	那珂地区 検疫ネットワークシステム	—	1 式	*

(8) 那珂地区ゲストレンジネットワーク

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	那珂地区ゲストレンジ ネットワークシステム	—	1 式	*

(9) ノンリニア動画編集システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	ノンリニア動画編集システム	CELSIUS N460	1 台	富士通製

(10) DNS サーバシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	PowerEdge R300	3 台	デル製
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux	-	3 個	
2	BIND	-	3 個	フリーソフト

3. 画像処理支援関連の機器等

(1) 大規模並列計算機可視化処理部（画像処理システム）

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	PRIMERGY RX200 S8	6 台	富士通製
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux	-	1 式	
2	AVS/Express PCE	-	1 式	
3	EnSight DR	-	1 式	
4	Gsharp	-	1 式	
5	Gsharp Web Edition	-	1 式	

(2) 遠隔可視化用表示装置

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	Dell Precision T7610	2 台	
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux	-	1 式	

(3) 裸眼立体視システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				

1	裸眼立体視用ノート PC	SHARP Mebius PC-RD1-3D	4 台	
2) ソフトウェア				
1	AVS/Express	-	4 個	

(4) ポータブル VR 機器

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	NEC ViewLight NP-M352WSJD-N3	NP-M352WSJD-N3	1 台	
2	HP ZBook 17 Mobile Workstation	-	1 台	
2) ソフトウェア				
1	Microsoft Windows 7	-	1 個	
2	3D AVS Player	-	1 個	
3	ENLiten	-	1 個	
4	MicroAVS	-	1 個	

(5) 画像編集装置

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	CELSIUS J530	1 台	富士通製
2) ソフトウェア				

1	Microsoft Windows 7	-	1 個	
2	PREMIERE PRO	-	1 個	

4. 利用支援業務関連の機器等

(1) 利用支援サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	利用支援サーバ①	PRIMERGY RX200 S7	1 台	富士通製
2	利用支援サーバ②	Dell PowerEdge R9100	1 台	
2) ソフトウェア				
1	Red Hat Enterprise Linux 6.3	-	1 個	
2	Red Hat Enterprise Linux 6.2	-	1 個	
3	RT 3.8.10	-	1 個	フリーソフト

(2) 大判プリンタ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	Canon imagePROGRAF iPF8000S	2161B001	1 台	
2	Canon imagePROGRAF W8400	0652B001	1 台	
3	HP Pavilion Desktop PC	p6420jp/CT	1 台	

2) ソフトウェア				
1	Adobe Photoshop Elements 9	-	1 個	
2	Adobe Reader X	-	1 個	
3	Microsoft Office Professional 2010	-	1 個	

5. 柏地区情報システム関連の機器等

(1) 共用ファイルサーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	本体	PRIMEGY TX300 S8	1 台	富士通製 RHEL6 搭載
2) ソフトウェア				
1	Apache	-	1 個	フリーソフト

(2) 柏地区拠点ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	柏地区 拠点ネットワークシステム	-	1 式	*

(3) 柏地区大型計算機利用者管理サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	大型計算機利用者管理サーバ①	Sun Blade100	1 台	オラクル製
2	大型計算機利用者管理サーバ②	Dell PowerEdge R210	1 台	

2) ソフトウェア				
1	Apache	-	1 個	フリーソフト
2	Oracle 9i	-	1 個	

(4) 柏地区検疫ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	柏地区 検疫ネットワークシステム	-	1 式	*

(5) 柏地区ゲストレンジネットワーク

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	柏地区ゲストレンジ ネットワークシステム	-	1 式	*

(6) TV 会議端末

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	TANDBERG	1000	1 台	シスコシステムズ 製
2	TANDBERG	C20	3 台	シスコシステムズ 製

(7) 組織・人事情報システム用サーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	LDAP サーバ PRIMERGY RX200 S5	PGR2052GL2	1 台	富士通製

(8) ノンリニア動画編集システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	ノンリニア動画編集システム	CELSIUS N460	1台	富士通製

(9) DNS サーバシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	DNS サーバ	Sun Fire X2200	1台	オラクル製
2	KVM スイッチ	CyberView	1台	YSOL 製
2) ソフトウェア				
1	BIND	-	1個	フリーソフト

6. 高崎地区情報システム関連の機器等

(1) 共用ファイルサーバ

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	ファイルサーバ BUFFALO TeraStationPRO	TS-H1.0TGL/R5	1台	
2	情報共有サーバ DELL Power Edge	R310	2台	
2) ソフトウェア				
1	Apache	-	2個	フリーソフト

(2) 高崎地区拠点ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	高崎地区 拠点ネットワークシステム	—	1 式	*

(3) 高崎地区検疫ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	高崎地区 検疫ネットワークシステム	—	1 式	*

(4) 高崎地区ゲストレンジネットワーク

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	高崎地区ゲストレンジ ネットワークシステム	—	1 式	*

(5) MAC アドレス接続認証システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	MAC アドレス接続認証システム DELL Power Edge	R410	1 台	
2) ソフトウェア				
1	Radius サーバ Enterpras Std	STD30	1 個	ステラクラフト製

(6) TV 会議端末

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	TANDBERG	C20	1 台	シスコシステムズ 製

(7) ノンリニア動画編集システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	ノンリニア動画編集システム	CELSIUS N460	1台	富士通製

(8) DNS サーバシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	DNS サーバ DELL Power Edge	R610	2台	
2) ソフトウェア				
1	BIND	-	2個	フリーソフト

7. 関西地区情報システム関連の機器等

(1) データバックアップシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	EMC DataDomain160	DD160-6TB	2台	
2	EMC DataDomain640-12T	DD620-12TB	1台	
3	HP Proliant DL360G7	633778-291, 633776-291	5台	
4	HP Proliant DL360G8	646902-291	3台	
5	HP Proliatn DL120G7	628691-291	1台	
6	HP ストレージ P2000 G3 MSA FC	AP845A	2台	

7	HP SAN スイッチ 8/24 Base	T5463A	1 台	
8	Fortinet FortiGate-60C	FG-60C-US	2 台	
9	エクストリーム Summit X450e-24t	16141	1 台	
10	エクストリーム Summit X150e-24t	15201	1 台	
11	HP UPS R5500	AF426A	2 台	
12	HP ProBook 6560b 2540M	LV495PA#ABJ	1 台	
2) ソフトウェア				
1	RedHat Enterprise Linux(無制限ゲスト)	BC320A	1 個	
2	Microsoft Windows Server 2008R2 DataCenter	589258-291	1 個	
3	Microsoft Windows Server 2008R2 Standard	589256-292	1 個	
4	VMWare vSphere Standard	TD411A	1 個	
5	VMware vCenter Server Standard	TD416A	1 個	
6	Symantec Netbackup Server 7.1	91CIC2F0-ZZZES	1 個	
7	Symantec Netbackup Standard Client 7.1	4EBZZZF0-ZZZES	1 個	
8	Symantec Netbackup Standard Client 7.5	TWN2XZF0-ZZZES	1 個	
9	Symantec Netbackup Enterprise Disk	YBOZZZF0-ZZZES	1 個	

(2) 仮想化サーバシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1) ハードウェア				
1	HP ProLiant DL385G7	-	1台	
2	HP ProLiant DL360p G8	6540810-AIUT	3台	
2) ソフトウェア				
1	VMWare vSphere Standard 5	TD411A	4個	
2	VMWare vSphere Standard 5	BD512A	3個	
3	Microsoft Windows Server 2012 Datacenter	701600-291	1個	

(3) 予備系メールサーバシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	予備系メールサーバシステム	-	1式	*

(4) 関西地区拠点ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	関西地区 拠点ネットワークシステム	-	1式	*

(5) 関西地区検疫ネットワークシステム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	関西地区 検疫ネットワークシステム	-	1式	*

(6) 関西地区ゲストレンジネットワーク

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	関西地区ゲストレンジ ネットワークシステム	—	1 式	*

(7) BCP 用 Firewall システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	BCP 用 Firewall システム	—	1 式	*

(8) BCP 用 WAF システム

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	BCP 用 WAF システム	—	1 式	*

8. 情報セキュリティ対策システム関連の機器等

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	Firewall システム	—	1 式	*
2	不正侵入検知・防御システム	—	1 式	*
3	ウィルス対策ソフトウェア	—	1 式	*
4	Windows,Mac,Linux 用ウィルス 対策ポリシー管理システム	—	1 式	*
5	Web アクセス制御システム	—	1 式	*
6	個人認証システム	—	1 式	*
7	リモートアクセスシステム	—	1 式	*
8	公開 Web サイト集約システム	—	1 式	*
9	情報セキュリティ教育システム	—	1 式	*
10	資産管理システム	—	1 式	*

11	セキュリティ情報発信 ウェブサイト	—	1 式	*
----	----------------------	---	-----	---

9. 基幹ネットワークシステム関連の機器等

No.	品名	機種・品番	数量	備考
1	基幹ネットワークシステム	—	1 式	*
2	構内ネットワークシステム	—	1 式	*
3	検疫ネットワークシステム	—	1 式	*
4	ゲストネットシステム	—	1 式	*
5	メールシステム	—	1 式	*
6	ネットワークサーバ	—	1 式	*
7	ネットワーク監視システム	—	1 式	*
8	IP アドレス管理システム	—	1 式	*
9	ネットワーク接続認証システム	—	1 式	*
10	内線電話網システム	—	1 式	*
11	TV 会議システム	—	1 式	*

※留意事項

備考欄が「*」の機器等は、詳細が情報セキュリティ上の重要情報であるので、民間事業者からの依頼により情報開示を行う。

原子力機構基幹情報システムの利用に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、原子力機構基幹情報システムの運用支援業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、利用者を対象に利用者満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1. 問い合わせから回答までに要した時間について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

2. 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

3. 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

4. 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

<ご意見等>

ご協力ありがとうございました。

運用支援業務の改善に係る提案書

提案者		提案日	
提案項目 (該当に○印)	1. システム可用性の向上 2. セキュリティ上の重大障害対策 3. システム運用上の重大障害対策 4. 利用者の利用満足度向上 5. その他		
件名			
内容			
備考			

原子力機構基幹情報システムの運用支援業務
仕様書

独立行政法人日本原子力研究開発機構

システム計算科学センター

情報システム管理室

目 次

1. 目的	1
2. 契約範囲	1
3. 対象設備等	1
4. 実施場所	3
5. 実施期日等	4
6. 業務内容	4
7. 標準要員数	6
8. 業務に必要な資格等	7
9. 技術等の要求要件	9
10. 支給品及び貸与品等	11
11. 提出書類	11
12. 検収条件	12
13. 産業財産権等	12
14. 特記事項	12
15. 総括責任者	13
16. 検査員及び監督員	13
17. グリーン購入法の推進	13

添付資料

- (1) 別紙1 東海地区大型計算機システムの運用支援業務の内容
- (2) 別紙2 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務の内容
- (3) 別紙3 画像処理支援業務の内容
- (4) 別紙4 利用支援業務の内容
- (5) 別紙5 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容
- (6) 別紙6 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容
- (7) 別紙7 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容
- (8) 別紙8 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務の内容
- (9) 別紙9 基幹ネットワークシステムの運用支援業務の内容
- (10) 別紙10 産業財産権特約条項
- (11) 様式1 原子力機構基幹情報システムの運用支援業務 要員経歴書

1. 目的

本仕様書は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）の原子力科学研究所（東海地区）、那珂核融合研究所（那珂地区）、システム計算科学センター（柏地区）、高崎量子応用研究所（高崎地区）及び関西光科学研究所（関西地区）に設置され、機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっている大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等の運用に係る支援業務を請負者に請負わせるための仕様を定めたものである。

本業務は、大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等を、効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、請負者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するためのプログラム等の構造、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。

なお、本仕様書は原子力機構基幹情報システムの運用支援業務について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札による調達を行うことを目的とする。

2. 契約範囲

- (1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務
- (2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務
- (3) 画像処理支援業務
- (4) 利用支援業務
- (5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務
- (6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務
- (7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務
- (8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務
- (9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務

3. 対象設備等

本業務の対象となる主な装置、設備は以下のとおりである。なお、対象設備は交換等により変更することがある。

3.1 東海地区大型計算機システム関連の機器等

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) スーパーコンピュータシステム【総演算性能≒200TFLOPS※】 | 1 式 |
| ※平成 27 年度中に 2,000TFLOPS 以上へ更新予定 | |
| (2) 大型計算機利用課題申請システム | 1 式 |
| (3) JAMS サーバ | 1 式 |
| (4) 東海地区大型計算機システム用付帯設備 | 1 式 |
| (5) スパコン運用系データ管理サーバ | 1 式 |
| (6) スパコン運用系バックアップサーバ | 1 式 |
| (7) 計算機室等遠隔監視システム | 1 式 |
| (8) 入退出管理システム | 1 式 |
| (9) 情報資産台帳管理システム | 1 式 |

3.2 那珂地区大型計算機システム関連の機器等	
(1) 那珂地区データ解析サーバ	1 式
(2) 那珂地区ログインサーバ	1 式
(3) NAS 装置	2 式
(4) バックアップテープ装置	1 式
(5) 那珂地区大型計算機システム用付帯設備	1 式
(6) 那珂地区拠点ネットワークシステム	1 式
(7) 那珂地区検疫ネットワークシステム	1 式
(8) 那珂地区ゲストレンジネットワーク	1 式
(9) ノンリニア動画編集システム	1 式
(10) DNS サーバシステム	1 式
3.3 画像処理支援関連の機器等	
(1) 大規模並列計算機可視化処理部 (画像処理システム)	1 式
(2) 遠隔可視化用表示装置	1 式
(3) 裸眼立体視システム	1 式
(4) ポータブル VR 機器	1 式
(5) 画像編集装置	1 式
3.4 利用支援業務関連の機器等	
(1) 利用支援サーバ	1 式
(2) 大判プリンタ	1 式
3.5 柏地区情報システム関連の機器等	
(1) 共用ファイルサーバ	1 式
(2) 柏地区拠点ネットワークシステム	1 式
(3) 柏地区大型計算機利用者管理サーバ	1 式
(4) 柏地区検疫ネットワークシステム	1 式
(5) 柏地区ゲストレンジネットワーク	1 式
(6) TV 会議端末	1 式
(7) 組織・人事情報システム用サーバ	1 式
(8) ノンリニア動画編集システム	1 式
(9) DNS サーバシステム	1 式
3.6 高崎地区情報システム関連の機器等	
(1) 共用ファイルサーバ	1 式
(2) 高崎地区拠点ネットワークシステム	1 式
(3) 高崎地区検疫ネットワークシステム	1 式
(4) 高崎地区ゲストレンジネットワーク	1 式
(5) MAC アドレス接続認証システム	1 式
(6) TV 会議端末	1 式
(7) ノンリニア動画編集システム	1 式
(8) DNS サーバシステム	1 式

3.7 関西地区情報システム関連の機器等

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) データバックアップシステム | 1 式 |
| (2) 仮想化サーバシステム | 1 式 |
| (3) 予備系メールサーバシステム | 1 式 |
| (4) 関西地区拠点ネットワークシステム | 1 式 |
| (5) 関西地区検疫ネットワークシステム | 1 式 |
| (6) 関西地区ゲストレンジネットワーク | 1 式 |
| (7) BCP 用 Firewall システム | 1 式 |
| (8) BCP 用 WAF システム | 1 式 |

3.8 情報セキュリティ対策システム関連の機器等

- | | |
|---|-----|
| (1) Firewall システム | 1 式 |
| (2) 不正侵入検知・防御システム | 1 式 |
| (3) ウィルス対策ソフトウェア【ライセンス数≒14,000】 | 1 式 |
| (4) Windows,Mac,Linux 用ウィルス対策ポリシー管理システム | 1 式 |
| (5) Web アクセス制御システム【クライアント端末数≒13,000】 | 1 式 |
| (6) 個人認証システム | 1 式 |
| (7) リモートアクセスシステム | 1 式 |
| (8) 公開 Web サイト集約システム | 1 式 |
| (9) 情報セキュリティ教育システム【受講者数≒8,000】 | 1 式 |
| (10) 資産管理システム | 1 式 |
| (11) セキュリティ情報発信ウェブサイト | 1 式 |

3.9 基幹ネットワークシステム関連の機器等

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 基幹ネットワークシステム【WAN 拠点数=24】 | 1 式 |
| (2) 構内ネットワークシステム | 1 式 |
| (3) 検疫ネットワークシステム | 1 式 |
| (4) ゲストネットシステム | 1 式 |
| (5) メールシステム【アカウント数≒10,000】 | 1 式 |
| (6) ネットワークサーバ | 1 式 |
| (7) ネットワーク監視システム | 1 式 |
| (8) IP アドレス管理システム【IP アドレス数≒26,000】 | 1 式 |
| (9) ネットワーク接続認証システム | 1 式 |
| (10) 内線電話網システム | 1 式 |
| (11) TV 会議システム | 1 式 |

4. 実施場所

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 原子力科学研究所 | 情報交流棟 |
| 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4 | |
| (2) 那珂核融合研究所 | JT-60 制御棟 |
| 〒311-0193 茨城県那珂市向山 801-1 | |

(3) システム計算科学センター

〒277-0871 千葉県柏市若柴 178-4-4 東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト

(4) 高崎量子応用研究所 イオンビーム研究棟

〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町 1233

(5) 関西光科学研究所（木津地区） 計算・先端情報センター棟

〒619-0215 京都府木津川市梅美台 8-1-7

ただし、必要がある場合は、事前に協議して上記に定める場所以外で業務を実施することがある。

5. 実施期日等

(1) 実施期日

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。ただし、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他機構が特に指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日 9:00～17:30（※12:00～13:00 は休憩時間）

ただし、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間及び(1)ただし書きに定める日であっても業務を実施することがある。

6. 業務内容

本業務を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、機構の確認を受けるものとする。本業務の詳細な内容は別紙 1～9 に示す。

(1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務（業務内容の詳細は別紙 1）

- 1) 東海地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
- 2) スーパーコンピュータシステムの運用支援
- 3) 大型計算機利用課題申請システムの運用支援
- 4) 原子力機構計算機利用登録システム（JCOURS）の運用支援
- 5) 原子力機構会計情報管理システム（JAMS）の運用支援
- 6) 大型計算機運用関連ホームページの運用支援
- 7) 大型計算機システム運用系サーバ等の運用支援
- 8) 情報資産台帳管理システム（IRMS）の運用支援
- 9) その他

(2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務（業務内容の詳細は別紙 2）

- 1) 那珂地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等

- 2) 那珂地区データ解析サーバ及び那珂地区ログインサーバの運用支援
 - 3) 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - 4) 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - 5) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - 6) その他
- (3) 画像処理支援業務（業務内容の詳細は別紙3）
- 1) 画像処理システム利用支援
 - 2) 画像処理システム管理
 - 3) 画像処理情報 Web 管理
 - 4) 可視化ソフトウェア試行・開発支援
 - 5) 可視化デモンストレーション
 - 6) その他
- (4) 利用支援業務（業務内容の詳細は別紙4）
- 1) 利用相談受付窓口
 - 2) プレゼンテーション関連技術の利用支援
 - 3) Web ページ作成支援
 - 4) 情報システム管理室イントラページの管理
 - 5) システム計算科学センター報告資料等作成支援
 - 6) その他
- (5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は別紙5）
- 1) 共用ファイルサーバの運用支援
 - 2) 柏地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - 3) 柏地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - 5) その他
- (6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は別紙6）
- 1) 共用ファイルサーバの運用支援
 - 2) 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - 3) 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - 5) その他
- (7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務（業務内容の詳細は別紙7）
- 1) データバックアップシステム等の運用支援
 - 2) 関西地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - 3) 関西地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - 5) その他

(8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務（業務内容の詳細は別紙8）

- 1) Firewall システムの運用支援
- 2) 不正侵入検知・防御システムの運用支援
- 3) ウィルス対策ソフトウェアの運用支援
- 4) Windows,Mac,Linux 用ウィルス対策ポリシー管理システムの運用支援
- 5) Web アクセス制御システムの運用支援
- 6) 個人認証システムの運用支援
- 7) リモートアクセスシステムの運用支援
- 8) 公開 Web サイト集約システムの運用支援
- 9) 情報セキュリティ教育システムの運用支援
- 10) 資産管理システムの運用支援
- 11) 不正プログラムの解析業務
- 12) セキュリティ侵入分析業務
- 13) セキュリティ情報発信ウェブサイトの運用支援
- 14) セキュリティインシデント対応
- 15) その他

(9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務（業務内容の詳細は別紙9）

- 1) 基幹ネットワークシステムの運用支援
- 2) 構内ネットワークシステムの運用支援
- 3) 検疫ネットワークシステムの運用支援
- 4) ゲストネットシステムの運用支援
- 5) メールシステムの運用支援
- 6) ネットワークサーバの運用支援
- 7) ネットワーク監視システムの運用支援
- 8) IP アドレス管理システムの運用支援
- 9) ネットワーク接続認証システムの運用支援
- 10) ネットワーク障害調査及び支援
- 11) セキュリティインシデント対応
- 12) 内線電話網システムの運用支援
- 13) TV 会議システムの運用支援
- 14) その他

7. 標準要員数

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務 | 4名 |
| (2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務 | 2名 |
| (3) 画像処理支援業務 | 1名 |
| (4) 利用支援業務 | 1名 |

- | | |
|---------------------------|----|
| (5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務 | 1名 |
| (6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務 | 1名 |
| (7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務 | 1名 |
| (8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務 | 8名 |
| (9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務 | 8名 |

※ 内訳及び想定する要員クラスは、「8. 業務に必要な資格等」に記載する。

※ (1)、(3)～(4)、(8)～(9)は「4. 実施場所の(1)」で、(2)は「4. 実施場所の(2)」で、(5)は「4. 実施場所の(3)」で、(6)は「4. 実施場所の(4)」で、(7)は「4. 実施場所の(5)」で実施する。

8. 業務に必要な資格等

各業務の従事者は、以下の要件（経験・資格）を有すること。経験年数は、平成26年12月31日現在とする。

(1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務

1) 運用技術者A（1名）

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 8年以上 |
| ② スーパーコンピュータの運用支援経験： | 5年以上 |
| ③ 利用者数が50名以上の大型計算機の運用支援経験： | 5年以上 |

2) 運用技術者B（1名）

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 5年以上 |
| ② スーパーコンピュータの運用支援経験： | 3年以上 |
| ③ 利用者数が50名以上の大型計算機の運用支援経験： | 3年以上 |

3) 運用技術者C（1名）

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 3年以上 |
| ② Linux_OSの管理者(root)経験： | 1年以上 |

4) 運用技術者D（1名）

- | | |
|---------------------|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 1年以上 |
|---------------------|------|

(2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務

1) 運用技術者B（1名）

- | | |
|--------------------------------|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 5年以上 |
| ② 利用者数が50名以上の大型計算機の運用支援経験： | 3年以上 |
| ③ 1,000万ファイル以上を扱う大型計算機の運用支援経験： | 3年以上 |

2) 運用技術者C（1名）

- | | |
|---|------|
| ① 大型計算機システムの運用支援経験： | 3年以上 |
| ② 5台以上のルータまたはLayer3 Switchから構成されるネットワークの運用支援経験： | 1年以上 |
| ③ ネットワークアナライザを用いたネットワーク障害分析対応の実務経験： | 1年以上 |

(3) 画像処理支援業務

- 1) 運用技術者A（1名）
- ① 画像処理支援経験： 8年以上
 - ② AVS または Ensight による画像処理作業経験： 5年以上
- (4) 利用支援業務
- 1) 運用技術者C（1名）
- ① 利用支援経験： 3年以上
 - ② Web ページの設計及び作成経験： 1年以上
- (5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務
- 1) 運用技術者C（1名）
- ① 情報システム関連機器の運用支援経験： 3年以上
 - ② 5台以上のルータまたはL3スイッチから構成される
ネットワークの運用支援経験： 1年以上
 - ③ ネットワークアナライザを用いた
ネットワーク障害分析対応の実務経験： 1年以上
- (6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務
- 1) 運用技術者C（1名）
- ① 情報システム関連機器の運用支援経験： 3年以上
 - ② 5台以上のルータまたはL3スイッチから構成される
ネットワークの運用支援経験： 1年以上
 - ③ ネットワークアナライザを用いた
ネットワーク障害分析対応の実務経験： 1年以上
- (7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務
- 1) 運用技術者C（1名）
- ① 情報システム関連機器の運用支援経験： 3年以上
 - ② 5台以上のルータまたはL3スイッチから構成される
ネットワークの運用支援経験： 1年以上
 - ③ Firewall 及び仮想化サーバ(VMware, KVM, Hyper-V 等)
設定変更及び運用支援経験： 1年以上
- (8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務
- 1) 運用技術者S（2名）
- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験： 10年以上
 - ② Firewall システムの運用支援経験： 8年以上
 - ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験： 8年以上
 - ④ ウィルス対策ポリシーの設計支援経験： 8年以上
- 2) 運用技術者A（1名）
- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験： 8年以上
 - ② Firewall システムの運用支援経験： 5年以上
 - ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験： 5年以上
 - ④ ウィルス対策ポリシーの設計支援経験： 5年以上

- 3) 運用技術者B (1名)
- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験： 5年以上
 - ② Firewall システムの運用支援経験： 3年以上
 - ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験： 3年以上
 - ④ ウィルス対策ポリシーの設計支援経験： 3年以上
- 4) 運用技術者C (2名)
- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験： 3年以上
 - ② Firewall システムの運用支援経験： 1年以上
 - ③ 不正侵入検知・防御システムの運用支援経験： 1年以上
- 5) 運用技術者D (2名)
- ① 情報セキュリティ対策の運用支援経験： 1年以上
- (9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務
- 1) 運用技術者A (1名)
- ① ネットワークシステムの運用支援経験： 8年以上
 - ② インターネット関連機器 (対外ルータ) の運用支援経験： 5年以上
 - ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験： 5年以上
- 2) 運用技術者B (2名)
- ① ネットワークシステムの運用支援経験： 5年以上
 - ② インターネット関連機器 (対外ルータ) の運用支援経験： 3年以上
 - ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験： 3年以上
- 3) 運用技術者C (3名)
- ① ネットワークシステムの運用支援経験： 3年以上
 - ② インターネット関連機器 (対外ルータ) の運用支援経験： 1年以上
 - ③ 事業所間ネットワーク(WAN)の運用支援経験： 1年以上
- 4) 運用技術者D (2名)
- ① ネットワークシステムの運用支援経験： 1年以上

9. 技術等の要求要件

(1) 事業者の信頼性に関する事項

1) 法人として IT 全般統制を実施していること。IT 全般統制とは、IT インフラストラクチャ (コンピュータシステム、ネットワークシステム、データベース) における統制活動である。法人において、システムの開発・保守や運用・管理に対する適切な統制が適用されていること。

なお、以下の①及び②の実施状況に応じて加点するので、実施状況を示す資料を作成し、提出すること。

① システムの開発保守に係わる管理

イ システム、ソフトウェアの開発、調達又は変更について、事前に経営者又は適切な管理者に所定の承認を得ること。

ロ 開発目的に適合した適切な開発手法がシステム、ソフトウェアの開発、調達又

は変更の際して適用されていること。

- ハ 新たなシステム、ソフトウェアの導入に当たり十分な試験が行われ、その結果が該当システム、ソフトウェアを利用する部門の適切な管理者及び IT 部門の適切な管理者により承認されていること。
- ニ 新たなシステム、ソフトウェアの開発、調達又は変更について、その過程が適切に記録及び保存されるとともに、変更の場合には、変更前のシステム、ソフトウェアに関する内部統制の整備状況に係る記録が更新されていること。
- ホ 新たなシステム、ソフトウェアにデータを保管又は移行する場合に、誤謬、不正等を防止する対策が取られていること。
- ヘ 新たなシステム、ソフトウェアを利用するに当たって、利用者たる従業員が適切な計画に基づき、教育研修を受けていること。

② システムの運用・管理

- イ システムを構成する重要なデータやソフトウェアについて、障害や故障等によるデータ消失等に備えて、その内容を保存し、迅速な復旧を図るための対策が取られていること。
- ロ システム・ソフトウェアに障害や故障等が発生した場合、障害や故障等の状況の把握、分析、解決等の対応を適切に行われていること。

- 2) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の規格の認証を取得していること。または、同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。なお、規格の取得時期に応じて加点する。

① 情報セキュリティ管理体制

- イ 情報セキュリティを計画、実践、評価、改善するための組織的な枠組みの計画があること。
- ロ 情報セキュリティの運用管理体制を確立し、情報セキュリティに対する役割や情報資産の管理責任を割当、計画した管理策を実施していること。
- ハ 上記イで計画した事項を監視し、その見直しを定期的実施していること。
- ニ 継続的な改善を達成するために是正措置や予防措置を実践していること。

(2) 業務の実施体制に関する事項

- ① 業務責任体制（統括責任者名、総括責任者代理名、業務担当者名、業務担当者の実績・保有資格、統括責任者と業務担当者の役割分担、機構との連絡体制）を提示すること。なお、効果的な人員体制となっていれば加点する。
- ② 専門知識を有する業務担当者を実施体制に組み入れていることが望ましい。
- ③ 過去に類似の作業を行った実績があること。または、類似内容の作業に求められる知見・技術力を有していること。なお、実績の内容に応じて加点する。

イ 大型計算機システムの運用支援

（類似作業の目安：総演算性能が 100TFLOPS 以上【現用の 1/2 以上】のスーパーコンピュータの運用支援）

ロ 情報セキュリティ対策の運用支援

（類似作業の目安：6,500 以上【現用の 1/2 以上】のクライアント端末を有する

Web アクセス制御システムの運用支援と 7,000 以上【現用の 1/2 以上】のライセンスを有するウィルス対策ソフトの運用支援及び 4,000 以上【現用の 1/2 以上】の受講者を有する情報セキュリティ教育システムの運用支援)

ハ ネットワークシステムの運用支援

(類似作業の目安：12 拠点以上【現用の 1/2 以上】で構成される WAN のネットワーク運用支援と 5,000 アカウント以上【現用の 1/2 以上】有するメールシステムの運用支援及び 13,000 以上【現用の 1/2 以上】の IP アドレス管理に関する運用支援)

10. 支給品及び貸与品等

(1) 支給品

- イ. 電気、ガス、水
- ロ. 事務用品
- ハ. 各種用紙

(2) 貸与品等

- イ. 作業室
- ロ. 机、椅子
- ハ. PC、プリンタ、その他情報機器
- ニ. 工具類
- ホ. マニュアル及び参考図書

11. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後および変更の都度速やかに	1 部	総括責任者代理も含む
2	実施要領書	指定なし	〃	1 部	
3	従事者名簿	指定なし	〃	1 部	
4	業務日報	指定なし	業務終了時	1 部	
5	業務月報	指定なし	翌月 7 日まで	1 部	
6	終了届	機構様式	〃	1 部	
7	その他機構が必要とする書類				詳細は別途協議

※実施要領書の作成に際しては機構と協議を行うこと。

(提出場所)

原子力科学研究所 情報交流棟

システム計算科学センター 情報システム管理室

※業務日報、業務月報は、全地区分を総括責任者または代理者が集約して、上記提出場所へ提出すること。

1.2. 検収条件

終了届、業務月報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと機構が認めたときをもって業務完了とする。

1.3. 産業財産権等

産業財産権等の取り扱いについては、別紙10「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.4. 特記事項

- (1) 請負者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 請負者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他すべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者より対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 請負者は本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、請負者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、請負者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作権者人格権を行使しないものとする。さらに、請負者は、当該著作物の著作権者が請負者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (4) 請負者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び機構規程等を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - イ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
 - ロ 機構が定める電気工作物保安規程
 - ハ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
 - ニ 機構が定める安全衛生管理規則
 - ホ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
 - ヘ その他、機構が定める規則等
- (5) 請負者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。

- (6) 請負者は従事者に関して労働基準法、労働安全衛生法、その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (7) 請負者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) 請負者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、機構、請負者及び次回請負者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。
- (9) 請負者は、本業務に係わる機器の保全について責任を負うものとする。ただし、機構の責任に帰する事項についてはこの限りでない。
- (10) 請負者は、本業務を行うにあたり、対象設備及びその付属設備並びに関連ソフトウェアについて善良な管理者の注意をもって管理を行うこと。
- (11) 請負者は機構が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (12) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

1 5. 総括責任者

請負者は、本契約業務を履行するにあたり、請負者を代表して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

また、総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、次の任務が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者との兼務する）や非常駐でも可とする。

- (1) 請負者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 請負者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

1 6. 検査員及び監督員

検査員：システム計算科学センター 情報システム管理室長又は室長代理

監督員：システム計算科学センター 情報システム管理室 担当技術副主幹及び主査

1 7. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

東海地区大型計算機システムの運用支援業務の内容

- 1) 東海地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整
 - ② システム運用に関する定期連絡会議の開催、資料作成
 - ③ システム運用マニュアルの整備

- 2) スーパーコンピュータシステムの運用支援
 - ① 利用者の登録、変更及び削除
 - ② 利用者への各種通知
 - ③ 年度切換えに伴う作業
 - ④ 磁気ディスクの使用状況管理
 - ⑤ 利用者ファイルの整理
 - ⑥ システムの運転に関する操作
 - ⑦ システムの稼動状況監視
 - ⑧ システムのログ情報管理
 - ⑨ 稼動及び利用状況資料の作成
 - ⑩ 障害情報の収集と解析
 - ⑪ 障害情報資料の整理
 - ⑫ 保守情報資料の整理
 - ⑬ 利用者管理及びファイル管理に関する運用プログラムの保守、整備
 - ⑭ 稼動状況及び利用状況に関する運用プログラムの保守、整備
 - ⑮ 利用者向けシェルコマンド等の保守、整備
 - ⑯ 定期バックアップ及びリストア作業
 - ⑰ ユーザ案内用 Web ページの保守、データ作成

- 3) 大型計算機利用課題申請システムの運用支援
 - ① 利用者の登録、変更及び削除
 - ② 利用者への各種通知
 - ③ 年度切換えに伴う作業
 - ④ 磁気ディスクの使用状況管理
 - ⑤ 利用者ファイルの整理
 - ⑥ システムの運転に関する操作
 - ⑦ システムの稼動状況監視
 - ⑧ システムのログ情報管理
 - ⑨ 稼動及び利用状況資料の作成
 - ⑩ 障害情報の収集、解析
 - ⑪ 障害情報資料の整理

⑫ 保守情報資料の整理

4) 原子力機構計算機利用登録システム(JCOURS)の運用支援

- ① JCOURS 関連プログラムの保守、整備
- ② JCOURS データの保守
- ③ JCOURS 運用に関する各種資料の作成
- ④ 計算機利用に関する電子申請システムの保守、整備
- ⑤ 利用登録に関する関連部署との調整

5) 原子力機構会計情報管理システム(JAMS)の運用支援

- ① JAMS への全地区利用実績データの収集
- ② JAMS データベースの構築、保守
- ③ 日報及び月報等の定期報告書の作成
- ④ 全地区利用者データベースの作成、保守
- ⑤ JAMS プログラムの保守、整備
- ⑥ 統計処理プログラムの保守、整備
- ⑦ JAMS サーバの管理、運用

6) 大型計算機運用関連ホームページの運用支援

- ① 大型計算機運用関連 Web データの整備、保守
- ② 大型計算機運用関連ホームページに関する関連部署との調整

7) 大型計算機システム運用系サーバ等の運用支援

- ① スパコン運用系データ管理サーバの管理、運用
- ② スパコン運用系バックアップサーバの管理、運用
- ③ 計算機室等遠隔監視システムの管理、運用
- ④ 入退出管理システムの管理、運用

8) 情報資産台帳管理システム(IRMS)の運用支援

- ① IRMS システムの利用者管理
- ② IRMS システムのデータ管理
- ③ IRMS システムの運用、利用状況管理
- ④ IRMS システムの障害調査、情報管理
- ⑤ IRMS システムのプログラム保守
- ⑥ 利用支援、広報等のための Web 作成業務

9) その他

- ① 大型計算機システム用付帯設備及び計算機室等の管理、運用
- ② 大型計算機システムの運用に関する利用相談対応
- ③ 大型計算機システムの運用に関する関連部署との調整

- ④ 情報セキュリティ対策に関する作業
- ⑤ その他関連資料の作成

那珂地区大型計算機システムの運用支援業務の内容

- 1) 那珂地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整
 - ② システム運用に関する定期連絡会議の開催、資料作成
 - ③ システム運用マニュアルの整備

- 2) 那珂地区データ解析サーバ及び那珂地区ログインサーバの運用支援
 - ① 利用者の登録、変更及び削除
 - ② 利用者への各種通知
 - ③ 年度切換えに伴う作業
 - ④ 磁気ディスクの使用状況管理
 - ⑤ 利用者ファイルの整理
 - ⑥ システムの運転に関する操作
 - ⑦ システムの稼動状況監視
 - ⑧ システムのログ情報管理
 - ⑨ 稼動及び利用状況資料の作成
 - ⑩ 障害情報の収集、解析
 - ⑪ 障害情報資料の整理
 - ⑫ 保守情報資料の整理
 - ⑬ 利用者管理及びファイル管理に関する運用プログラムの保守、整備
 - ⑭ 稼動状況及び利用状況に関する運用プログラムの保守、整備
 - ⑮ 利用者向けシェルコマンド等の保守、整備
 - ⑯ 定期バックアップ及びリストア作業
 - ⑰ ユーザ案内用 Web ページの保守、データ作成

- 3) 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整

- 4) 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ① 那珂地区拠点ネットワークの維持管理
 - ② イーサネットに関する管理、運用
 - ③ L3 スイッチ、L2 スイッチに関する管理、運用
 - ④ 通信回線の管理、運用
 - ⑤ ネットワーク障害情報の収集、解析調査
 - ⑥ 端末接続に関する作業
 - ⑦ 拠点間ネットワーク関連機器の維持管理

⑧ DNS サーバに関する管理、運用

5) ネットワーク関連プログラムの運用支援

- ① IP アドレス管理
- ② 管理用 Web ページの保守、データ作成
- ③ ネットワークに関する統計処理プログラムの運用、保守
- ④ システムの設定情報の管理、保守

6) その他

- ① NAS 装置の管理、運用
- ② バックアップテープ装置の管理、運用
- ③ 大型計算機システム用付帯設備及び計算機室等の管理、運用
- ④ 大型計算機システムの運用に関する利用相談対応
- ⑤ 大型計算機システムの運用に関する関連部署との調整
- ⑥ 検疫ネットワークシステムの管理、運用
- ⑦ ゲストレンジネットワークの管理、運用
- ⑧ ノンリニア動画編集機の管理、運用
- ⑨ ネットワーク及び情報セキュリティに関する利用相談、対応
- ⑩ 無線 LAN AP に関する利用支援
- ⑪ ネットワーク関係箇所との打ち合わせ
- ⑫ 情報セキュリティ対策に関する作業
- ⑬ その他関連資料の作成

画像処理支援業務の内容

- 1) 画像処理システム利用支援
 - ① 画像処理関連講習会開催支援
 - ② 可視化相談会開催支援
 - ③ 画像処理システム利用マニュアル整備、配布
 - ④ 可視化 QA 受付、進捗管理
 - ⑤ 各種ユーザ宛アナウンス (E-mail, 紙文書)
- 2) 画像処理システム管理
 - ① システム稼働状況のチェック (遠隔可視化表示用装置及び画像編集装置)
 - ② システム消耗品の管理
 - ③ 画像処理室室温管理
- 3) 画像処理情報 Web 管理
 - ① 画像処理システム利用支援情報の掲載
 - ② 各種ユーザ宛アナウンス
 - ③ 遠隔可視化用表示装置及び画像編集装置予約システムの管理
 - ④ マニュアル配布、講習会等各種申込み受付
 - ⑤ その他 Web 情報のメンテナンス
- 4) 可視化ソフトウェア試行・開発支援
 - ① ソフトウェア開発支援
 - ② ソフトウェア試行
 - ③ 可視化ツール開発、整備支援
 - ④ 画像データ作成、編集支援
- 5) 可視化デモンストレーション
 - ① 立体視表示機器デモンストレーション
 - ② デモコンテンツ管理
 - ③ その他デモンストレーション支援
- 6) その他
 - ① PC 用可視化ソフトのユーザへのインストール
 - ② 画像処理支援に関する関連部署との調整
 - ③ 情報セキュリティ対策に関する作業
 - ④ その他関連資料の作成

利用支援業務の内容

- 1) 利用相談受付窓口
 - ① 電話、電子メール、来訪等による相談受付
 - ② 相談内容の一次切り分け
 - ③ 相談履歴の管理
- 2) プレゼンテーション関連技術の利用支援
 - ① プレゼンテーション資料（PPT、ポスター等）作成支援
- 3) Web ページ作成支援
 - ① Web ページ設計支援
 - ② Web ページ作成支援
 - ③ コンテンツ作成支援
- 4) 情報システム管理室イントラページの管理
 - ① トップページの情報掲載
 - ② 各種ユーザ宛アナウンス
 - ③ Joomla!の試行
 - ④ その他 Web 情報のメンテナンス
- 5) システム計算科学センター報告資料等作成支援
 - ① 大型計算機システム利用成果報告集の編集、送付
 - ② パンフレット作成支援、編集
- 6) その他
 - ① マニュアル等貸出
 - ② 講習会室利用者対応
 - ③ 消耗品管理
 - ④ 利用支援に関する関連部署との調整
 - ⑤ 情報セキュリティ対策に関する作業
 - ⑥ その他関連資料の作成

柏地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容

- 1) 共用ファイルサーバの運用支援
 - ① 共用ファイルサーバの利用者管理
 - ② 共用ファイルサーバのファイル管理
 - ③ 共用ファイルサーバの運転、利用状況管理
 - ④ 共用ファイルサーバの障害調査、情報管理
 - ⑤ 共用ファイルサーバの運用プログラムの保守

- 2) 柏地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整

- 3) 柏地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ① 柏地区拠点ネットワークの維持管理
 - ② イーサネットに関する管理、運用
 - ③ L3 スイッチ、L2 スイッチに関する管理、運用
 - ④ 通信回線の管理、運用
 - ⑤ ネットワーク障害情報の収集、解析調査
 - ⑥ 端末接続に関する作業
 - ⑦ 拠点間ネットワーク関連機器の維持管理
 - ⑧ DNS サーバに関する管理、運用
 - ⑨ イントラサーバの管理、運用
 - ⑩ ネットワークパケット採取装置の管理、運用
 - ⑪ ネットワーク統計情報の作成

- 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ① IP アドレス管理
 - ② 管理用 Web ページの保守、データ作成
 - ③ ネットワークに関する統計処理プログラムの運用、保守
 - ④ システム設定情報の管理、保守

- 5) その他
 - ① 検疫ネットワークシステムの管理、運用
 - ② ゲストレンジネットワークの管理、運用
 - ③ TV 会議端末の管理、運用
 - ④ ノンリニア動画編集機の管理、運用
 - ⑤ 無線 LAN AP に関する利用支援
 - ⑥ 組織・人事情報システム用サーバの管理、運用

- ⑦ ネットワーク及び情報セキュリティに関する利用相談対応
- ⑧ 情報システム関連機器に関する関連部署との調整
- ⑨ ネットワーク関係箇所との打合せ
- ⑩ 情報セキュリティ対策に関する作業
- ⑪ その他関連資料の作成

高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容

- 1) 共用ファイルサーバの運用支援
 - ① 共用ファイルサーバの利用者管理
 - ② 共用ファイルサーバのファイル管理
 - ③ 共用ファイルサーバの運転、利用状況管理
 - ④ 共用ファイルサーバの障害調査、情報管理
 - ⑤ 共用ファイルサーバの運用プログラムの保守

- 2) 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整

- 3) 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ① 高崎地区拠点ネットワークの維持管理
 - ② イーサネットに関する管理、運用
 - ③ L3 スイッチ、L2 スイッチに関する管理、運用
 - ④ 通信回線の管理、運用
 - ⑤ ネットワーク障害情報の収集、解析調査
 - ⑥ 端末接続に関する作業
 - ⑦ 拠点間ネットワーク関連機器の維持管理
 - ⑧ DNS サーバに関する管理、運用
 - ⑨ イントラサーバの管理、運用
 - ⑩ ネットワークパケット採取装置の管理、運用
 - ⑪ ネットワーク統計情報の作成

- 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ① IP アドレス管理
 - ② 管理用 Web ページの保守、データ作成
 - ③ ネットワークに関する統計処理プログラムの運用、保守
 - ④ システム設定情報の管理、保守

- 5) その他
 - ① MAC アドレス認証システムの管理、運用
 - ② ゲストレンジネットワークの管理、運用
 - ③ TV 会議端末の管理、運用
 - ④ ノンリニア動画編集機の管理、運用

- ⑤ 無線 LAN AP に関する利用支援
- ⑥ ネットワーク及び情報セキュリティに関する利用相談対応
- ⑦ 情報システム関連機器に関する関連部署との調整
- ⑧ ネットワーク関係箇所との打合せ
- ⑨ 情報セキュリティ対策に関する作業
- ⑩ その他関連資料の作成

関西地区情報システム関連機器の運用支援業務の内容

- 1) データバックアップシステム等の運用支援
 - ① バックアップアプライアンス、リカバリサーバに関する管理、運用
 - ② 仮想化サーバに関する管理、運用
 - ③ ディスクアレイ装置に関する管理、運用
 - ④ 予備系メールサーバ、DNS サーバに関する管理、運用
 - ⑤ インターネット接続機器(ルータ、Firewall、WAF)に関する管理、運用

- 2) 関西地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ① システム運用計画の企画・立案に係る支援と関連部署との調整

- 3) 関西地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ① 関西地区拠点ネットワークの維持管理
 - ② イーサネットに関する管理、運用
 - ③ L3 スイッチ、L2 スイッチに関する管理、運用
 - ④ 通信回線の管理、運用
 - ⑤ ネットワーク障害情報の収集、解析調査
 - ⑥ 端末接続に関する作業
 - ⑦ 拠点ネットワーク関連機器の維持管理
 - ⑧ Firewall に関する管理、運用
 - ⑨ DNS サーバに関する管理、運用
 - ⑩ 運用管理サーバの管理、運用
 - ⑪ セキュリティインシデントに関する情報収集、解析調査

- 4) ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ① IP アドレス管理
 - ② 管理用 Web ページの保守、データ作成
 - ③ ネットワークに関する統計処理プログラムの運用、保守
 - ④ システムの設定情報の管理、保守

- 5) その他
 - ① 検疫ネットワークシステムの管理、運用
 - ② ゲストレンジネットワークの管理、運用
 - ③ TV 会議端末の管理、運用
 - ④ 無線 LAN AP に関する利用支援

- ⑤ ネットワーク及び情報セキュリティに関する利用相談対応
- ⑥ 情報システム関連機器に関する関連部署との調整
- ⑦ ネットワーク関係箇所との打合せ
- ⑧ 情報セキュリティ対策に関する作業
- ⑨ その他関連資料の作成

情報セキュリティ対策システムの運用支援業務の内容

1) Firewall システムの運用支援

- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
- ② アクセスコントロールリストの設計支援、実装
- ③ システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
- ④ ログ監視・解析
- ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
- ⑥ 運用管理情報の収集、分析、提言

2) 不正侵入検知・防御システムの運用支援

- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
- ② 検出シグネチャの設計支援、実装
- ③ システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
- ④ ログ監視・解析
- ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
- ⑥ 運用管理情報の収集、分析、提言

3) ウィルス対策ソフトウェアの運用支援

- ① Windows,Mac,Linux 用ウィルス対策ソフトウェアのライセンス管理、利用者への配布
- ② 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理）
- ③ 利用者相談対応

4) Windows,Mac,Linux 用ウィルス対策ポリシー管理システムの運用支援

- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
- ② ウィルス対策ポリシーの設計支援、実装
- ③ システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
- ④ ログ解析
- ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
- ⑥ 利用者相談対応
- ⑦ 運用管理情報の収集、分析、提言

5) Web アクセス制御システムの運用支援

- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
- ② URL フィルタの設計支援、実装
- ③ システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
- ④ ログ解析
- ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
- ⑥ 利用者相談対応
- ⑦ 運用管理情報の収集、分析、提言

6) 個人認証システムの運用支援

- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
 - ③ ログ解析
 - ④ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
 - ⑤ 利用者相談対応
 - ⑥ 運用管理情報の収集、分析、提言
- 7) リモートアクセスシステムの運用支援
- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② リソースファイル（アクセスコントロールリスト等）の設計支援、実装
 - ③ システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
 - ④ ログ解析
 - ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
 - ⑥ 利用者相談対応
 - ⑦ 運用管理情報の収集、分析、提言
- 8) 公開 Web サイト集約システムの運用支援
- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
 - ③ ログ解析
 - ④ アプリケーションソフトウェアのパッチ適用作業
 - ⑤ 公開 Web サイトの改ざん監視
 - ⑥ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
 - ⑦ 公開 Web サイトの集約対応支援
 - ⑧ Web アプリケーション攻撃に対する脆弱性検査及び対策支援
 - ⑨ Web アプリケーションのセキュアプログラミングに関する技術支援
 - ⑩ 利用者相談対応
 - ⑪ 運用管理情報の収集、分析、提言
- 9) 情報セキュリティ教育システムの運用支援
- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
 - ③ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）
 - ④ 利用者相談対応
 - ⑤ 教材作成支援、教育実施結果集計および分析支援
 - ⑥ 各種教育の開講支援
 - ⑦ 運用管理情報の収集、分析、提言
- 10) 資産管理システムの運用支援
- ① ハードウェア及びシステムソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② システム動作監視、アプリケーションソフト監視、CPU,メモリ等資源監視
 - ③ 障害時対応（ベンダー連絡、リカバリ処理、再発防止対策）

- ④インベントリ情報の収集および資産情報入力支援
- ⑤運用管理情報の収集、分析、提言
- 11) 不正プログラムの解析業務
 - ① 不正プログラムの解読
 - ② 不正プログラムの挙動解析（振舞い、通信解読）
 - ③ 不正プログラム駆除方法立案、駆除支援
- 12) セキュリティ侵入分析業務
 - ① 各種情報セキュリティ機器の監視情報収集
 - ② 各種情報セキュリティ機器のログ相関分析
 - ③ インシデント識別、緊急度判断、報告
- 13) セキュリティ情報発信ウェブサイトの運用支援
 - ① システムおよびアプリケーションソフトウェアの維持、管理、保守、バックアップ
 - ② システム動作監視、アプリケーションソフト監視
 - ③ セキュリティ情報に関するコンテンツ作成支援
 - ④ 運用管理情報の収集、分析、提言
- 14) セキュリティインシデント対応
 - ① 関係者への通報連絡、事実確認
 - ② 影響範囲、要因の特定
 - ③ 復旧策の検討、復旧支援
 - ④ 再発防止策の検討
 - ⑤ 関係機関との調整支援
- 15) その他
 - ① 情報セキュリティ対策に関する利用者相談対応
 - ② 関係箇所との連絡打ち合わせ
 - ③ 情報セキュリティ対策に関する関連資料の作成
 - ④ 情報セキュリティ対策に関する動向調査、分析

基幹ネットワークシステムの運用支援業務の内容

- 1) 基幹ネットワークシステムの運用支援
 - ① インターネット関連機器の管理、運用
 - ② 基幹ネットワークスイッチの管理、運用
 - ③ 事業所間ネットワーク関連機器に関する管理、運用
 - ④ 基幹ネットワークスイッチに関する設計整備支援
 - ⑤ 事業所間ネットワークに関する設計整備支援
 - ⑥ 広域イーサ回線の管理、運用
 - ⑦ 各拠点交換用ネットワーク機器の管理、運用
 - ⑧ トラフィックの収集、解析及びレポート化
 - ⑨ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策、関係者への通報連絡）
 - ⑩ システム動作状況の確認
- 2) 構内ネットワークシステムの運用支援
 - ① 構内ネットワーク機器の管理、運用
 - ② 構内ネットワークに関する設計整備支援
 - ③ 支線ネットワークに関する利用相談対応、技術支援
 - ④ 構内光ケーブルの管理
 - ⑤ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策）
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 3) 検疫ネットワークシステムの運用支援
 - ① センター管理システムの管理、運用
 - ② 各拠点の検疫及び検知装置の管理、運用
 - ③ 検疫ネットワークシステムに関する設計支援、検証
 - ④ アラート監視及び内容の精査、各種プラグインの最新化
 - ⑤ システム動作状況の確認
- 4) ゲストネットシステムの運用支援
 - ① ゲストネットシステムの管理、運用
 - ② ゲストネットシステム運用管理プログラムの保守、整備
 - ③ ゲストネットシステムに関する利用者相談対応
 - ④ システム動作状況の確認
- 5) メールシステムの運用支援
 - ① メールサーバの管理、運用
 - ② MLサーバの管理、運用
 - ③ スパムメール対策システムの管理、運用

- ④ BCP 対応用メールサーバの管理、運用
 - ⑤ メールアドレス関連電子申請システムの管理、運用
 - ⑥ メールアドレス関連ツールの保守、整備
 - ⑦ 電子メールに関する利用者相談対応、技術支援
 - ⑧ 障害時対応（ベンダー連絡、復旧対策、関係者への通報連絡）
 - ⑨ メールアドレス年度更新に伴う作業
 - ⑩ システム動作状況及びリソースの監視、統計情報のレポート化
- 6) ネットワークサーバの運用支援
- ① DNS サーバの管理、運用
 - ② BCP 対応用 DNS サーバの管理、運用
 - ③ ファイルサーバの管理、運用
 - ④ NTP サーバの管理、運用
 - ⑤ 管理用 Web ページの保守、データ作成及び最新化
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 7) ネットワーク監視システムに関する業務
- ① SNMP サーバの管理、運用
 - ② ネットフロー管理システムの管理、運用
 - ③ ネットワーク型アナライザシステムの管理、運用
 - ④ ネットワーク統計情報の収集、解析及びレポート化
 - ⑤ 障害箇所特定支援システムの管理、運用
 - ⑥ システム動作状況の確認
- 8) IP アドレス管理システムの運用支援
- ① IP アドレス管理システムの管理、運用
 - ② IP アドレス管理プログラムの保守
 - ③ IP アドレス管理プログラムの改良設計支援
 - ④ IP アドレス管理システムに関する地区管理者との調整
 - ⑤ IP アドレス最新化及び年度更新に関する作業
 - ⑥ 不正利用 IP アドレスのアクセス制限に関する作業
 - ⑦ システム動作状況の確認
- 9) ネットワーク接続認証システムの運用支援
- ① MAC アドレス認証システムの管理、運用
 - ② MAC アドレス登録プログラムの管理、運用
 - ③ 無線 LAN 認証システムの管理、運用
 - ④ ネットワーク接続認証システムに関する検証、設計支援
 - ⑤ システム動作状況の確認
- 10) ネットワーク障害調査及び支援

- ① ネットワーク障害情報の収集、解析
 - ② ネットワーク障害対応内容のレポート化
 - ③ 各拠点内ネットワークの障害対応支援
- 11) セキュリティインシデント対応
- ① 基幹ネットワーク、事業所間及び構内ネットワーク機器の設定変更
 - ② メールシステムのログ解析
 - ③ インシデント情報の収集及びレポート化
- 12) 内線電話網システムの運用支援
- ① 電子交換機(PBX)の維持管理、設計支援
 - ② PBX システムの整備支援
 - ③ PBX 課金情報収集システムの課金情報収集、維持管理
 - ④ PBX 課金情報収集システムの保守
 - ⑤ 障害時における各拠点担当者との窓口
- 13) TV 会議システムの運用支援
- ① 対外接続用及び役員会議用 TV 会議システムの管理、運用
 - ② 対外接続用 TV 会議運用管理プログラムの保守、整備
 - ③ 対外接続用及び役員会議用 TV 会議システムに関する利用者相談対応、利用支援
 - ④ 運用管理情報の収集、解析
- 14) その他
- ① ネットワークに関する利用者相談対応
 - ② 関係箇所との連絡打ち合わせ
 - ③ ネットワークに関する関連資料の作成
 - ④ ネットワークに関する動向調査、分析、検証
 - ⑤ 各システムの運用マニュアル作成及び更新

産業財産権特約条項

「請負者（以下、「乙」という。）」が単独で行った発明等の産業財産権の帰属）

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）に通知するものとする。

（乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等）

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾）

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

（甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理）

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

（甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施）

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。

原子力機構基幹情報システムの運用支援業務 要員経歴書

氏名：〇〇 〇〇

要員種別：運用技術者 A

	作 業 件 名	作 業 期 間	作 業 月 数	業務に必要な資格等		
				大型計算機システムの運用支援経験	スーパーコンピュータの運用支援経験	利用者が50名以上の大型計算機の運用支援経験
1	例) △△社 大型計算機システムの運用支援業務	H17.4.1～H20.3.31	36	36		
2	例) ●●研究所 スーパーコンピュータの運用支援業務	H20.4.1～H23.3.31	36	36	36	
3	例) ▲▲機構 スーパーコンピュータの運用支援業務	H23.4.1～H26.12.31	33	33	33	
4						
5						
6						
7						
8						
	合 計 (経験月数)		105	105	69	69

記入上の注意事項

- 経験年数は平成26年12月31日現在とする
- これまでの各作業において、実際に「要求資格要件」に該当する作業を実施（経験）した月数のみを経験年数（月数）とする
- 実際に「要求資格要件」に該当する作業を実施していない期間は経験年数に加算しない
- これまでの各作業において、該当する（実際に作業をした）「要求資格要件」の欄にその作業の「作業月数」を記入し、その合計を経験年数とする
- 作業月数は、平行して複数の作業を実施している場合は、それらの比率をかけること（各人の1年間の作業月数の合計は12ヶ月）
但し、作業管理は除く
- 要員交代等にて経歴書に変更が生じた際は、随時、差し替えを提出すること。

原子力機構基幹情報システムの運用支援業務
総合評価基準書

独立行政法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター
情報システム管理室

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予算価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、仕様書、別紙1「評価項目及び得点配分」に基づき以下のとおり評価を行う。なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

(1)「仕様書」に記載する技術的要件は、別紙1「評価項目及び得点配分」において「必須審査項目」と「加点審査項目」とに区分して定めている。このうち、全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(2)必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与える。

(3)加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(4)仕様書に記載する技術等の要求要件(以下、「技術的要件」という。)を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、原子力機構が設置する技術審査会の審査委員によって提出された総合評価に関する書類の内容を審査して行う。

(5)技術審査会の各審査員が評価した合計の得点を平均したものを当該入札者の得点とする。

(6)技術等の評価に当たり、必要に応じて技術審査会によるヒヤリングを実施する。

3. 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	400	400	800

4. 総合評価の方法

(1)入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1. の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2. 技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示したものであること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した者であること。

(2)初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

(3)落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

5. その他

落札者は、契約の履行にあたり、契約書(契約条項・仕様書を含む)及び総合評価を受けた技術提案書等を順守すること。

「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」
技術提案書等作成要領

1. 技術提案書等の作成について

(1)技術提案書

本請負作業を実施するにあたって技術提案書を提出してください。技術提案書の構成は総合評価基準に基づく要求項目ごとに分かりやすくまとめてください。

(2)技術証明項目に関する資料

以下の事項に留意して資料を作成してください。

① IT全般統制については、別紙1「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準の事項が確認できるように資料を作成してください。なお、IT全般統制の導入状況については、内容に応じて加点しますので、資料のどの部分が別紙1「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準であるか示すとともに、実施状況など詳細かつ判り易い資料を提出してください。

② ISMSについては、認証を取得されている場合は「証明書(写し)」を提出してください。ISMSと同様の情報セキュリティ管理体制を導入している場合は、別紙1「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準の事項が確認できるように資料を作成してください。なお、ISMSを取得されている場合は、認証状況(取得期間の長短)に応じて加点しますので、取得期間が分かるようにしてください。

③ 本請負作業を実施するための体制及び工程を示してください。体制については、効果的な人員体制となっていれば加点しますので、総括責任者の常駐の有無及び総括責任者の人数が明確に分かるように記載してください。

上記(1)及び(2)資料をそれぞれ10部ずつ、定められた期日までに契約担当課に提出してください。なお、この資料は総合評価基準に示す要求要件を満たす必要がありますので御注意ください。また、資料の作成にあたっては、原則A4サイズとし、A4サイズでは示すことが不可能な場合はA3サイズを用いるなど、A4サイズに統一してください。

2. 技術審査ヒアリング

「1. 技術提案書等の作成について」に示す資料に用いて、技術審査会ヒアリング(プレゼンテーション)をお願いする場合があります。審査に当たっては、総合評価基準に基づき採点することになります。なお、技術審査会ヒアリングを開催する場合は別途ご連絡いたします。

「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」
評価項目及び得点配分

◎は必須審査項目
○は必須以外審査項目

項番/評価項目	要求要件	評価基準	基礎点	加点	備考
1 事業者の信頼性に関する事項					
(1) ◎法人としてIT全般統制を実施していること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50点	-	
① システムの開発保守に係わる管理		イ. システム、ソフトウェアの開発、調達又は変更について、事前に経営者又は適切な管理者に所定の承認を得ること。 ロ. 開発目的に適合した適切な開発手法がシステム、ソフトウェアの開発、調達又は変更の際に適用されていること。 ハ. 新たなシステム、ソフトウェアの導入に当たり十分な試験が行われ、その結果が該当システム、ソフトウェアを利用する部門の適切な管理者及びIT部門の適切な管理者により承認されていること。 ニ. 新たなシステム、ソフトウェアの開発、調達又は変更について、その過程が適切に記録及び保存されるとともに、変更の場合には、変更前のシステム、ソフトウェアに関する内部統制の整備状況に係る記録が更新されていること。 ホ. 新たなシステム、ソフトウェアにデータを保管又は移行する場合に、誤謬、不正等を防止する対策が取られていること。 ヘ. 新たなシステム、ソフトウェアを利用するに当たって、利用者たる従業員が適切な計画に基づき、教育研修を受けていること。	-	-	
② システムの運用・管理		イ. システムを構成する重要なデータやソフトウェアについて、障害や故障等によるデータ消失等に備えて、その内容を保存し、迅速な復旧を図るための対策が取られていること。 ロ. システム・ソフトウェアに障害や故障等が発生した場合、障害や故障等の状況の把握、分析、解決等の対応が適切に行われていること。	-	-	
○上記①及び②の実施状況に応じて加点する。			-	40点	・大変優れている:40点 ・優れている:30点 ・やや優れている:20点 ・普通:10点
(2) ◎情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の規格の認証を取得していること。または、同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50点	-	
① 情報セキュリティ管理体制		イ. 情報セキュリティを計画、実践、評価、改善するための組織的な枠組みの計画があること。 ロ. 情報セキュリティの運用管理体制を確立し、情報セキュリティに対する役割や情報資産の管理責任を割当、計画した管理策を実施していること。 ハ. 上記イで計画した事項を監視し、その見直しを定期的実施していること。 ニ. 継続的な改善を達成するためには是正措置や予防措置を実践していること。	-	-	
○上記①の規格の取得時期に応じて加点する。			-	40点	・3年超:40点 ・3年:30点 ・2年:20点 ・1年:10点

2 業務の実施体制に関する事項

(1)実施体制の適格性			
① ◎業務責任体制(統括責任者名、総括責任者代理名、業務担当者名、業務担当者の実績・保有資格、統括責任者と業務担当者の役割分担、原子力機構との連絡体制)を提示すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。(技術提案書には仕様書の様式1を使用して各業務担当者の過去の業務実績を記載すること。)	50 点	-
○上記①が効果的な人員体制となっていれば加点する。		-	30 点 ・専任の統括責任者を立てる場合:30点 ・専任の統括責任者は立てられないが、同等の措置を講じる場合:20点
② ○専門知識を有する業務担当者を実施体制に組み入れることが望ましい。	次のいずれかに該当する能力を有する業務担当者(国家試験)情報処理技術者試験の合格者)を体制に組み入れている場合に加点する。 イ. ITサービスマネージャ ロ. 情報セキュリティスペシャリスト ハ. ネットワークスペシャリスト ニ. 応用情報技術者 ホ. 基本情報技術者 (技術提案書には該当能力を有することを客観的に示す資格証明書を記載すること)	-	30 点 業務担当者(1名毎)の資格に加点(最大30点) ・イ: 3点 ・ロ: 3点 ・ハ: 3点 ・ニ: 2点 ・ホ: 1点 ただし、複数の資格所有の場合は最上位の資格のみ加点する。
③ ◎過去に類似の作業を行った実績があること。または、類似内容の作業に求められる知見・技術力を有していること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	50 点	
○上記③について、「大型計算機システムの運用支援」の実績に応じて加点する。			20 点 類似の作業実績年数に加点(最大20点) ・20年以上に20点 ・10年以上に10点
○上記③について、「情報セキュリティ対策の運用支援」の実績に応じて加点する。			20 点 類似の作業実績年数に加点(最大20点) ・20年以上に20点 ・10年以上に10点
○上記③について、「ネットワークシステムの運用支援」の実績に応じて加点する。			20 点 類似の作業実績年数に加点(最大20点) ・20年以上に20点 ・10年以上に10点
必須審査項目の合計		200 点	
加点審査項目の合計			200 点
合計(必須+加点)		400 点	